

令和7年1月17日（金）

於・水産庁 中央会議室（Web会議併催）

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会

第2回 合同会議

議事速記録

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
第2回合同会議

日時：令和7年1月17日（金）

13：00～17：35

場所：水産庁 中央会議室

議事次第

1．開 会

2．挨 拶

3．議 題

（1）クロマグロ遊漁の課題への対応

（2）その他

4．閉 会

午後 1 時 0 0 分 開会

○鉢嶺課長補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから太平洋、日本海・九州西及び瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会第 2 回合同会議を開催したいと思います。

議事に入るまでの間、私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況ですけれども、本日は委員 8 名全てが出席していますので、合同会議の義務規程第 6 条により、本合同会議は成立していることをお伝えいたします。

続きまして、会議の開催に当たり、水産庁資源管理部長の魚谷から一言挨拶があります。

○魚谷部長 委員の皆様、お疲れさまでございます。

太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各くろまぐろ遊漁専門部会の第 2 回合同会議の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては年初めの御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年 12 月、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広域漁業調整委員会の下に設置したくろまぐろ遊漁専門部会の第 1 回合同会議を開催いたしまして、クロマグロ遊漁の現状と課題について御議論いただいたところでございます。本日は、第 1 回合同会議での御議論を受けて、採捕上限の設定方法やバググリミットの見直し、採捕報告の内容変更などについて確認するとともに、届出制やキャッチ＆リリースについて更なる御議論を頂くこととしております。

遊漁につきましてもクロマグロ資源を利用することから、適切な管理を求められておりますので、専門部会のしっかりした議論を期待しているところでございます。

本日は、予定として 3 時間の長丁場となりますけれども、忌憚のない御意見を頂ければと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○鉢嶺課長補佐 会議を始めます前に、ウェブ出席の岡委員におかれましては、発言時以外はマイクはミュートにしていいただければと思います。

また、発言される際は挙手ボタンを押していただいて、合図した後に御発言をお願いしたいと思います。

岡委員、聞こえていますでしょうか。——事前の準備の段階では入っていたので、多分大丈夫だと思います。

それでは、これからの議事は田中議長に引き継ぎたいと思います。

田中議長、よろしくお願いいたします。

○田中議長 田中です。本日もよろしくお願いいたします。

まず、事務規定第7条により、本日の合同会議の議事録署名人の指名が必要となっておりますが、今回は高田委員、柏瀬委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議題（１）クロマグロ遊漁の課題への対応に入ります。

まずは事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○城崎室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

私の方から資料を御説明いたします。

お手元の資料1を御用意ください。

1ページめくっていただきますと、前回、第1回合同会議でおおむね意見の集約が図られた事項についてまとめてございます。

まず（１）採捕期間が短いことに対する対応ですが、①採捕上限の設定時期等の見直しということで、現在のような複数月の抱き合わせの設定はやめて、毎月均等に設定してはどうかということ。現在のクロマグロ遊漁の上限数量が60トンありますので、これを12月で割ると各月5トン、このようなことでどうだという議論がございました。

続きましてバググリミットにつきましては、現在「1人1日1尾」となっておりますけれども、これを「1人1月1尾」にしてはどうかという話でございました。

（２）採捕報告の正確性等を向上させるための対応ですが、①採捕報告の期限は、現在の「陸揚げ後3日以内」から「1日以内」に短縮するということ、②として、報告内容に幾つかの事項を追加してはどうかということで、一つに採捕したクロマグロの写真、二つ目に計量方法、これは秤なのか船長さんなどの目測なのかはありますけれども、そういう計量方法について。それと尾さ長、これは換算表から重量が推計できますので、尾さ長を報告に追加してもらおうということ。そして、プレジャーボートについてはこれまで何ら報告事項がございませんでしたので、船舶検査証に書かれている船舶番号を追加すること、そして陸揚げする場所を追加すること、こういうことで集約が図られているところでございます。

加えて、右側に赤い枠で「注）」と書いてございます。これは身分証など本人確認ができる書類を提出させるかということでございまして、前回、第1回目の資料の中では運転免許証ですかパスポートといった身分証明書の提出をさせてはどうかという記載がございましたけれども、特にこれについては十分な議論がされていないようでありましたので、

今日、改めて御議論いただければと思っております。

(3) 裏付け命令による違反の抑止効果を高めるための対応ですが、現在、委員会指示は1年間の有効期限でありますけれども、1年間のうちに裏付け命令をして、また同じ違反をして罰則まで持っていくことは、スケジュール的になかなか難しいのではないかと、このような議論がございまして、この委員会指示を複数年に延長してはどうかという議論がございました。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページ、3ページには、現在のクロマグロ遊漁に係る広域漁業調整委員会の指示を書いてございます。これは令和6年2月22日の日本海・九州西の事例でありますけれども、例えば2ページで言いますと左の方、3の(1)のところに赤いラインを引いてございます。また、3ページでは所々に赤いラインが引いてございます。今、1ページで御説明した事項が来期の委員会指示で追加なり修正されれば、2ページ、3ページの赤いラインの部分について修正が行われるということでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページは、1ページ以外の事項でございます。

1ページ以外の事項といたしますのは、従来から申し上げているとおり、今年4月から始まる新たなシーズンに向けての委員会指示の拡充なり修正内容でございますけれども、4ページは、その委員会指示とは別に、中長期的な課題として届出制とキャッチ&リリースについて課題を挙げております。

まず4ページでは、届出制の導入についてでございます。

届出制の導入について、委員の主な意見・質問が書いてございます。

まず一つ目のポツとして、全体像が分からないため届出制を導入して実態を把握することは重要だろうという方向性については、皆さんおおむね一致しているものと思っております。

その上で、いつから実施するのか。例えば令和7年4月、令和7年度中、令和8年4月など、この部分についてはまだ意見が集約されていないと思っております。後段でまた資料が出てきますけれども、これについては十分な御議論をお願いしたいと思っております。

三つ目のポツとして、漁業の届出制のスケジュールも参考にすべきではないかという御意見がございました。

下の方に四角で囲って(参考)として、平成23年当時の沿岸くろまぐろ漁業が届出制を

導入したときのスケジュールが書いてございます。

まず、平成23年3月3日、春の広調委で沿岸くろまぐろ漁業について届出制を導入するという委員会指示を発出しております。ここには書いておりませんが、委員会指示の有効期間は平成23年4月1日から平成25年1月31日までの2年間となっております。

そして、二つ目のポツにありますように、平成23年7月1日から平成24年12月31日までの間に沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに平成23年6月20日までに届出をすることになっておりまして、3月3日の広調委、そして4月1日からの委員会の有効期間から勘定しますと、二ヶ月半ぐらいの周知・届出期間があったというスケジュールでございます。

漁業の場合の届出事項はここに書いてあるとおりでございまして、最後に書いてありますように漁獲実績報告書を出してもらおうと書いてあります。

そして、漁業の場合は漁業者と船舶は同一な場合が多いですし、漁協の系統を通じた取りまとめ、あるいは都道府県の関与というものが沿岸くろまぐろ漁業のときにはありましたけれども、遊漁の場合、後ほど説明いたしますが、釣り人本人からの届出と、船舶として遊漁船、漁協に入っている遊漁船もあれば遊漁專業船もある。それと全くのプレジャーボート、そういうそれぞれの者からそれぞれ届出を受けるという意味では、漁業にはない難しさがあると思っておりますので、くろまぐろ漁業で届出制を導入した場合のスケジュールを参考にしつつも、やはりそこは遊漁特有の事情に配慮したスケジュール感も考えなくてはいけないのではないかと考えております。

続いてほかのポツとしますと、広調委でのバググリミット等の規制が十分機能するのであれば、将来的に届出制やTAC制に移行しなくてもよいのではないかと、こういう議論もございました。

これにつきましては、水産基本計画では、クロマグロ遊漁についても漁業と同じように数量による管理に移行するんだと書いてありますので、広調委の制度が機能するからといってそこで終わりではなく、広調委からスケジュールをもって次に進んでいく、最終的にTAC制に移行していくことは、引き続き追求していくことだろうと考えております。

5ページをお開きください。

5ページ、6ページは、先ほど申し上げた平成23年当時、沿岸くろまぐろ漁業に届出制が導入されたときの委員会指示でございます。先ほど御説明したようなところ、特に5ページ左側の届出の日付のところでは、先ほど御説明した部分に赤線を引かせてもらって

ります。

続きまして、7ページをお開きください。

7ページ、8ページでは、届出制の導入に当たっての検討事項を6項目まとめてございます。

届出制の導入につきましては、前回、第1回目会合では、なかなか時間がない中で十分な議論ができておりませんけれども、今日きちんと議論を進めるために、検討事項を整理してございます。また、年末年始に委員の皆様いろいろな御意見もお聞きして、そういうものを踏まえて記載しているところでございます。

まず、(1)届出制の開始時期でございます。

開始の時期につきましては例示として三つ、例1は令和7年前半、例えば6月から7月頃に開始してはどうかという案。例2は令和7年後半、秋口、10月頃からはどうだという案。例3は、令和8年度からの開始としてはどうだという案を書いてございます。いずれの案、あるいはこれ以外の案を取るにしても、一つ目のポツにありますように、周知と準備期間をどうするのが望ましいのか十分配慮する必要があるのではないかと考えております。

また、管理年度の途中から開始するのか管理年度に合わせるのかという御意見もございました。管理年度の関係で言いますと、今年4月からは引き続き採捕報告の義務はかかるわけでありますけれども、仮に令和7年度の途中から実施することになりますと、採捕報告の義務がかかりつつ途中で届出制が乗っかってくる、そういう状況にもなるわけでありまして、混乱を招かないために管理年度と合わせたらどうだと。例えば令和7年4月早々から届出制を導入する、あるいは令和8年4月から、次の次の管理年度から合わせたらいいのではないかと、このような御意見もあったところでございます。

いずれにしても、ここにつきましては非常に重要な部分でありますので、今日この場で十分な御議論を頂ければと思っております。

続きまして、(2)届出の対象でございます。

一つ目のポツにありますが、釣り人(採捕を行う予定の者)だけではなく、遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運行する者、プレジャーボートでありますけれども、そのそれぞれから届出を出してもらってはどうかということについては、皆さん方向性が一致しているのではないかと考えております。

一方で、二つ目のポツにありますように、ヒラマサなどの大型の浮魚を釣ることを主目

的としているにもかかわらず、急遽クロマグロを採捕する可能性が出た場合の届出をどうすべきか、こういう釣りの実態に応じたことも考慮すべきではないかという御意見でございます。

これにつきましては、（３）届出のタイミングと非常に密接に関係すると思っております。

一つ目のポツには、釣り人のタイミングについて書いてございます。釣りに行く数日前まで、あるいは釣りに行く週の前の週、そういうタームで届出をしてはどうかという考え方でございます。もちろんクロマグロ遊漁はおおむね船舶から釣りをする事になるだろうと思っております、遊漁船であれば遊漁船の予約がなかなか取れないような状況がある中では、遊漁船の目途がついて実際に釣りに行く段階で届出をしてもらうのが一番釣りの実態に即したものであろうかとも思います。

一方で、先ほど（２）の二つ目のポツにありますように、急遽釣るような状況になったときに、その寸前に届出をするのか、そのようなことにどこまで配慮するのも必要になってくるかと思っております。

一方で、後段に書いてありますけれども、届出期間の当初に年１回届出をすれば足るのではないかと、そういう考え方もございまして、ちょっと幅がありますけれども、クロマグロ遊漁の実態に即して、どの辺りがいいのか検討していただきたいと思っております。

（３）の二つ目のポツでありますけれども、こちらは船舶でございます。遊漁船あるいはプレジャーボート、いずれにしても、例えば届出当初の年１回で足るのではないかとこの考え方でございます。船舶につきましては遊漁船であれプレジャーボートであれ、それなりに年間のスケジュールが決まっているでありましょうから、クロマグロ遊漁を念頭にしているのであれば年１回の届出で足るのではないかとこの考え方がある一方で、最近ではクロマグロを狙う遊漁船の数が少なく、そういう中では、当初クロマグロ狙いの遊漁船ではなかった船が、釣り人からの要請に応える形で急遽クロマグロ狙いの船に仕立てられる場合も念頭にする必要があるのでないか、このような御意見もあったところでございます。

続きまして８ページ、（４）届出事項でございます。

届出をしていただくことから考えますと、また、クロマグロ遊漁の全体像を把握するというこの届出制の目的からすると、できるだけ簡潔なものにすべきではないかという考え方の下、①②を整理しております。

まず①につきましては、釣り人——採捕予定者でありますけれども、まずは氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他、出入港予定場所と、使用する船舶が決まっているのであればその船舶名なども出してもらってはどうかと考えております。前段の四つの項目につきましては基礎情報でありますけれども、この住所、氏名、電話番号、メールアドレスは現在、採捕報告をしていただくときにも報告してもらっているところでございます。

続きまして②、遊漁船とプレジャーボートでありますけれども、こちらについても氏名、住所、電話番号、メールアドレスという基礎情報は同じにしつつ、遊漁船であれば遊漁船登録番号、プレジャーボートであれば船舶番号を届け出てもらってはどうかと思っております。

この船舶番号につきましては、日本小型船舶検査機構——J C I が交付する船舶検査証書に記載されている船舶番号を想定しております。船舶番号が入手できれば、J C I に問い合わせるとその船舶の所有者ですとか根拠地、そういう情報の共有ができますので、クロマグロ遊漁の実態把握に大きく貢献するのではないかと考えております。

またその他としまして、出入港予定場所も届け出てもらってはどうかと考えております。

続きまして、（５）届け出方法であります。

これにつきましては、アプリによる届出。届出者の利便を考慮しますと、アプリによって非常に簡単なシステムで届出ができるようにすることが肝要であろうと思っております。一方で、アプリを使えない方がいる場合も想定しまして、メールなどによる届出も用意しておくべきであろうという考え方でございます。

このアプリについては※印を付けておりますけれども、今現在、採捕報告をアプリでやっているんですけれども、その採捕報告のアプリと届出制とを連動できるようなシステムの改修をしたいと思っております。水産庁では令和６年度の補正予算で予算措置をしまして、改修の進捗に進めたいと思っておりますけれども、これには一定の期間が掛かる見込みでありまして、今、内々にいろいろな調整をしている中では令和７年度末ぐらいまで掛かるのではないかと、このような話が出ております。

もちろん、このアプリの進捗によって届出の開始時期が左右されるわけではありませんけれども、そういうことも念頭に、どうやってスムーズに届出制を導入していくかは考慮する事項なのかもしれないと考えております。

続きまして、（６）未届出者への対応でございます。

未届出者が採捕した場合の対応の在り方ということで、これは前回、第１回会合ではほ

とんど頭出しもされていなかったものですから、この機会にきちんと議論をしていただこうと思っております。

今の届出制の流れの中では、クロマグロ遊漁をする際には事前に届出をしてください、そういう委員会指示が基本になろうかと思っております。そうであれば、常識的には届出をしない人はクロマグロを釣ってはいけないんですね、このようになるんですけども、実際に届出をしないでクロマグロを釣った人がいた場合、その人に対する命令等の根拠を考えると、常識的な範囲で物を言うのではなく、もっと直接的に「届出をしていない者はクロマグロを釣ってはいけません」あるいは「届出をしていない遊漁船は遊漁者をクロマグロ釣りに案内してはいけません」このようなことまできちんと書くべきではないか、そういう考えもございまして、この辺りにつきましても御議論いただければと思っております。

続きまして、9ページをお開きください。

9ページ、10ページは参考としまして、これまでの太平洋クロマグロの資源管理全般の経緯を書いてございます。

9ページの一番上、2005年に我が国がW C P F Cに加盟して、先ほど御紹介したように平成23年には沿岸クロマグロ漁業が届出制になり、平成26年にはそれが承認制になり、そして10ページに行きますと、令和3年にはクロマグロ遊漁について広調委の指示で採捕規制が始まった、こういう経緯をたどってきております。

これを参考までに付けております。

続きまして、11ページをお開きください。

11ページは参考としまして、最近の水産政策審議会くろまぐろ部会などの議論の状況を書いてございます。前回、第1回目会合では私から口頭でお話しさせていただきましたけれども、議事録がありますので、その中から遊漁に関係する部分の抜粋を付けてございます。

ここには、前回の会議でも議論になりました組織の話があったり、後段の12月に開催されました資源管理分科会では、今現在、60トンになったときのベースとなります留保枠の考え方も記載しておりますので、御参考として付けたところでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

キャッチ&リリースについてでございます。先ほど申し上げた中長期的な課題の中で、届出制ともう一つの課題がキャッチ&リリースでございまして、このキャッチ&リリースについての前回の主な意見を列挙してございます。

まず一つ目、キャッチ&リリースの場合には枠を消化しないが、どのような点で抵抗感や懸念があるのか漁業者委員の率直な意見を伺いたいという意見がありました。

また、キャッチ&リリースが認められれば釣り人の不満も解消される一方で、クロマグロを持ち帰りたいと考えている遊漁者も大切にすることがあるだろうという御意見がございました。

また、キャッチ&リリースの生存率のデータがないのであれば、その調査に釣り人が協力することは可能であるということや、キャッチ&リリースで死亡させないようにするため、マグロが自分で泳げるようになるまで船で引っ張るなど回復させる必要があるが、そういう技術があるという御紹介もございました。

また、キャッチ&リリースの実施について既存の法律や制度が障壁になっているのであれば、解釈の仕方では実施が可能とならないかという御意見もありました。

また、キャッチ&リリースの是非については、1 ページで申し上げた採捕条件の設定時期やバググリミットとセットで議論する必要があるという御意見もございました。

また、少ない数量であってもキャッチ&リリースと併用することができれば年間を通じた採捕が可能となって、遊漁船業者の営業も可能となるし地域振興にも貢献する、こういう御意見もございました。

また、例えば採捕量が漁獲上限の7割に達したらそれ以降はキャッチ&リリースのみを可能とし、その後、残りの3割に死亡量が達した場合にはキャッチ&リリースも禁止するという方法が可能ではないか、そういう御提案もございました。これについては行政として公平性を検討する必要があるよね、そういう意見もあったと承知しております。

本日の会議では、一番初めに書いてあります漁業者委員の率直な意見につきまして、前回の会合では時間が超過している中で十分な発言を頂けなかったものですから、今日のこの場では、海区代表の方からそれぞれ漁業者側の御意見を頂戴できればと思っております。

13ページ、最後のページでございます。

こちらには参考としまして、従来から意見が出ております海外の制度との対比を書いております。

まず、太平洋クロマグロの管理をするところでは、太平洋の東西についての仕組み、西側のWCPFCと東側のIATTCについて書いてございます。前回も口頭で御説明しましたけれども、WCPFCにおきましては国別に漁獲可能量が設定されておまして、漁業と遊漁を区別しておらず、国全体の漁獲量をこの範囲にしないといけない、そういう

状況でございまして、日本としても全て報告している状況でございます。

一方で、I A T T Cにおきましては国別の漁獲可能量、これは商業漁業について設定されている一方で、遊漁については商業漁業と整合的に管理すると規定されておりまして、別立てで管理されている、そういう実態でございます。

そして下段には、日本と米国の遊漁制度の比較を書いております。

大きなところでは、採捕可能者につきましては我が国では特に制限がない一方で、米国、これは州によっても違うかもしれませんが、ライセンスを受けた者が可能ということでございます。また、バググリミットにつきましても、日本では現在、1人1日1尾まで（大型魚）となっておりますが、米国では釣り人1人当たり1日2尾まで、加えて3日以上長期航海になる場合であっても最大6尾、このような規定になっている州もあると聞いております。

また、採捕量の把握方法につきましては、日本では、御案内のとおり採捕者が水産庁に報告する一方で、米国ではライセンスを得た者が州当局などに報告する仕組みになってございます。

また、一番下段にはクロマグロの採捕実績を書いておりますけれども、我が国では、大型魚、小型魚を含めて1万トン弱ぐらいの漁獲になっている中で、遊漁部門は46トンとなっております。米国では、合計2,000トンぐらいの数量の中で遊漁の部分は1,900トン弱、圧倒的部分が遊漁になっているという集計でございます。

このような比較表はこれまで作ったことがございませんけれども、今回いろいろところで調べまして、まずは作ってみたという状況でございます。

今回お示した柱についての水産庁からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 ありがとうございます。

それでは資料1について、項目を区切った上で意見交換したいと思います。

1ページには、前回の会議でおおむね意見の集約が図られた事項が記載してありますが、まず（1）採捕期間が短いことに対する対応について。

前回の会合では、採捕上限を複数月で設定するのはやめて、毎月5トンと均等に設定することでおおむね意見の一致を見たところと認識しているところでございます。また、バググリミットについては、「1人1日1尾」をやめて「1人1月1尾」に見直すこととおおむね一致したと思いますが、これでよろしいでしょうか。

改めて御意見があれば伺いたいと思います。これは主に遊漁の方たちに御意見を伺う事項だと思いますが。

○菅原委員 採捕上限の設定時期等の見直し、①ですが、これを私、見直してみましたら月単位で5トンずつに分けると、12月、1月、2月、3月、4月、恐らく5月もJ3の海域で獲れると思うんですよ。そうすると $\times 6 = 30$ トン。半分以上。その間、日本海側は全く獲れない。恐らく1月、2月、3月はほぼ出られない。となると、この振り分けの仕方では、日本海側の遊漁船業者からのクレームがかなり出てくるのではないかと思うんですよ。

そうすると、管理的には何か難しくなるのかもしれませんが、基本、見ていると、この2年間やった中で獲れる海域の総量が大体見えていますよね。どこの海域で幾ら獲れているか。一つの方法論として、その海域ごとのトン数を決めてしまうような形で、海域ごとに振り分けてみるという考え方もあるのかなと思いました。

○高田委員 やはり今、言われたように、兼業者、遊漁船業者の仲間に聞くと、できたら海域別に決めてほしいという声がほとんどでした。できなければ区分けしてもらった方がいい。本来ならば、海域ごとにトン数を決めてもらいたいというのがほとんどの遊漁船の声でした。

○田中議長 ……ということで、どうしますか。

○桜井委員 海域ごとに区切るというのは我々もよく聞く意見としてあるので、そうした方がいいかなと思います。

ただ、実際にそれを導入するとなると、採捕実績に応じて海域ごとに一定割り振りが必要となると、これまでの数年間、例えば今年だったら東北地方、津軽海峡のエリアはほとんど釣りができない。あるいは今月、来月も大島とか東京のエリアの方たちはほとんど釣りができない。なので、結局どれぐらい獲れてどれぐらい配分すればいいか分からないと思うんです。

なので、もし海域ごとに割り振るのであれば、海域ごとに均等割するというイメージですか。逆質問なんですけれども。なるべく釣れる時期に釣りができるようにした方がいいというのは多分、遊漁者の人たちはみんな一緒なんですけれども、毎年毎年連れる時期、釣りたい時期に釣れない地域は、やはり配分がうまくいなくて、それは別に制度上のというよりも、やはり年によってどうしても回遊の時期とか量に濃淡がありますので。

なので私の案としては、例えば令和8管理年度以降に海区ごとの割り振りをするという

前提でも、均等に割るとどの地域でどれくらい獲れるかが一定は分かる、今よりは分かるようになると思うので、そういう意味では、多分この毎月割が100点でいいという方たちは誰もいないし、なぜ均等割した方がいいかという考えでいくと、海域ごとに割り振ることを見据えてやるという意味であれば、すごくよいかなと考えたりします。

○田中議長 私から質問なんですけれども、海区の大きさ、海区の単位。

○菅原委員 J 1 から J 9 までありますよね、今。その中でやっていくと、今、桜井委員が言ったような均等割でも私はいいと思うんですね。まずはとにかく、どこでどれだけのものが獲れているか分からないところがあるではないですか。その海域だけで。どこの主要港を使われているとか、どこが遊漁が主になるのか、情報が出てくると、何か J 2 の辺りは飛んでいってしまうんですね。少ないですよ、揚がっているところ。ただ、岩手の遊漁船業者の方からも私は、都道府県単位とか海区単位にしてほしいと去年は言われたんですよ。

とにかく均等割してみて、残って少ないところからまた更に均等割しているけれども、結局潰れなかったら余るわけではないですか。余ったところを、ではどこに振り分けたいのかということを途中、途中でやっていけばいいのかなと。

○田中議長 年度の途中で割り振るのは多分難しいというか、漁業ではできないのでやっていないんですよ。管理が複雑になるし、ではその配分をどうやって決めるかというのと、また委員会を開いて決めなければいけないので、事実上、無理になってしまうんです。

前回、海区别の漁獲について調べた情報があったと思うんですけれども。

○城崎室長 前回の会議でアンケートを付けさせてもらっていて、そのときに、どういう海区割がいいでしょうかという話もさせていただきました。もちろん海区によって獲れ具合が違うのは、前回チャートでも出していたように年によって全然違うので、傾斜配分をするとどこかでフリクションが出かねないだろうという話。なので、今は均等割でやったらどうだという議論になっているんだと思います。

また、先ほど高田委員からお話があったように、確かに現場からは都道府県割にしてくれだとか、今、画面にも表を出していますけれども、ちょっと小さいですけれども右側に、現状の区割りだけでなく J ナントカという区割りにしてくれだとか、あるいは都道府県別、いろいろな御意見があるのは分かるんですけれども、そのようにしますと、例えば海区割にしたときに、こっちの海区が終わってしまったからこっちの海区でやろうとか、そういう運用にも配慮しなくてはいけなくなると、やはり時期でパツッと分けた方が管理はしや

すいだろうと思います。

そういう中で、最大公約数的なことを考えると均等割だというのが今の御議論だったと思います。

前回会議の資料の２ページぐらいにチャートが……

○田中議長　３ページですね。

○城崎室長　ここに色分けとチャートで書いてありますけれども、特に右のチャートを見ると、令和５年度、６年度では釣れる場所が非常に拡大してしまったということがあるので、こういうことが令和７年漁期になるのかどうかよく分からない、見通せない中で、やはり最大公約数的なところは均等割ではないか、そのような議論になっているんだと思います。

確かに、この表にありますように春の段階、５月から６月ぐらいには、特に能登半島から西側で非常に大量の採捕があったので、その部分の人たちの操業機会が若干失われるのではないかというのが今の菅原委員の御意見だと思うんですけども、この辺りのこと、必要であれば傾斜配分をするのかといったことについてはもう少し御議論いただければと思っています。

○桜井委員　時間が限られているので。

海域ごとに分けた方がいいというのは多分皆さん合意だと思うんですよ。ただ、令和７管理年度からやるのは実務上、難しくて、私が知っているケースでも、例えば今の時期に東北のエリアから船を移動させて東京、大島のエリアで遊漁船をやる方たちも当然いるんですよ。そうなったときの管理は将来的に、例えば都道府県ごととか、漁業者の方々が言われている組織なり県単位で管理ができて、港の水揚げベースとか遊漁船の登録地ベースで見るのか等を決めないと、結局、地域で分ける実務上のやり方のイメージが私も湧いていなくて。

当然地域ごとに分けた方がいいし、遊漁者の方からもよく言われるので、私も制度上どうやったらできるか考えたんですけども、組織的な管理等は決めるところを決めていないとなかなか難しくて、むしろ今日皆さんと話し合いたかったのは、この均等割、１２か月を５トンずつで割ったときに、水産庁の皆さんに質問なんですけれども、５トンの何割ぐらいで採捕停止命令を出すかの方が重要だなと思っていて、年によってブレーキをかけるタイミングがちょっと違うと思うんですね。５トンのうちの、例えば２．５トンで一定止めるアナウンスをしたら、それこそ毎月毎月月初の二、三日にしか釣れないので、

採捕禁止のタイミングをどうコントロールするかの方が大事なと思うんですか。

○城崎室長 採捕禁止をするタイミングは期間、期間によって全く違います。基本的には集計しているので、その度合いから想定グラフなりを作って、どの段階で上限に達するかその見通しから逆算して、今、ホームページでアナウンスして最終的には禁止の決定をする、そういう段取りにしています。

今現在は採捕報告の猶予が3日間あったので、今日の数字と3日後では余りにも違う可能性があるということで非常に難しい面があったんですけども、今はそれを1日以内にすることになるやに聞いておりますので、そうすると、よりリアルな積み上げができるようになるだろうと思っています。

そうすると、確かに5トンの中で、特に積み上がりがすごく速いときはそれこそ二日三日で止めざるを得ないときもあると思います。一方で、積み上がりがゆっくりなことが見通せる場合はそれなりに、グラフ等の見通しの状況も見つつ判断する時間的余裕があるのは事実なわけですね。そこは積み上がりの状況をどれぐらいリアルに、タイムラグなく把握できて、それを検討できるかによって変わってくるので、月によって違うのが現状でありますし、これからもそういう対応でやっていくのが基本だろうと思っています。

○桜井委員 私の理解がちょっと間違っていました。むしろこれまでは積み上がりの実績で、飽くまで届けが出た実数で、それが一定割合に達したら禁止という話だったと思っていたんですけども、今の城崎室長の話だと、むしろ積み上がりの予測値を立てて止めにいっているということですよ。今、おっしゃったチャートというのは、多分そういうことを言っていますよね。

○城崎室長 例えば5月に何トンというアッパーにどれぐらいのタイミングで来るか、それはもちろん99%で止めるのがいいとは思いますが、どのレベルで止めるかは、それを飛び越える蓋然性が高くなるところで止めているというのが実態なので、もちろんその見通しを80%にするのか、それとももう少し上で決めるのか、そこは月の獲り具合によって違うと思っています。

○桜井委員 なるほど。そうすると、例えば令和6管理年度でも、枠が残って次の月に持ち越しされた月があると思うんですね。結果として止めたけれどもその後、全然積み上がらなくて枠が余って。これはまた再スタートで解禁できないんですか。

具体的に言えば、今年8月、9月の青森はそうですね。8月で止めていたけれども、その後、解禁できる枠が余りであったというのを、例えば再スタートが切れるようにして

おくのも運用上はちょっと意識して……

○城崎室長 運用上はそれも考えなくてはいけない部分だと思います。

これまでは枠が余るより枠を飛び越えてしまって、それを今は2月、3月で最後に帳尻を合わせるように、バッファゾーンとしてそこで調整していた。その結果、40トンの枠の中で余れば2月、3月に営業できることになりますけれども、なかなかそこまで枠が余ってなくて、場合によれば飛び越える可能性があるし、過去には飛び越えてしまって翌年の40トンから差し引いて4月が始まった経緯もあります。

もちろん、余った分をどう繰り越していくかという議論は当然あってしかるべきだと思います。

○柏瀬委員 月割りにすると単純に各月5トンになって、極力超えないように採捕禁止をかけていくと思うんですけれども、さっきの桜井委員の話とも関わって、その各月で余った部分をどうするのか。翌月に繰り越すのか、どこで調整するのか。各月0.5トンずつ余った場合には、それは翌管理年度に積み上げることができるのか、又はリセットするのか。悪い言い方をすると、うまくコントロールしていかないと獲りこぼしにもなるし、持ち越した部分で不公平感が出るのかなと。

ちなみに、今までの解釈ですと、管理年度で40トンの採捕上限を超えてしまった場合には、翌管理年度から引かれた経緯があるではないですか。逆に、獲り残した部分は翌年度に積み増しするとい解釈はできるものなんですか。

○城崎室長 そういう御意見もあるのは承知しているので、それはこれから検討したいと思います。飛び越えたときには引かれたんだから余ったら引き継がれるよね、そういうお考えは普通だと思うので、そういう考え方については検討してまいりたいと思います。

○田中議長 ちなみに、公平性の観点からお話ししますけれども、漁業では繰り越している場合がありますよね。

○桜井委員 更に水産庁の皆さんに嫌なことを言うと、実は留保枠で繰り越す分は遊漁に再配分されなくて、漁業者の方たちに再配分されて、遊漁が獲り残した分、現状「遊漁枠」というのはないので仕方ないと思うんですけれども、水産庁の皆さんに確認兼質問なんですけれども、今、私の理解だと、遊漁で余りました、それを繰り越すなり何なりしたときに、その繰り越すという権利自体は今、留保枠の中で言っている遊漁の中には0トンと理解しているんですけれども、それは合っていますよね。

○城崎室長 確かに余ったものが遊漁枠として余るわけではなくて、留保が余るわけです

ね。それをどう扱うかという話なので、今、即答はできません、検討させてもらいますという言い方をしました。

もちろん遊漁者の側からすると、遊漁としての上限で余ったんだから、そして過去には削られて始まった経緯もあるんだから、それは引き継がれるべきだよねという御意見もあることは承ったので、そこは検討してまいりたいと思います。

○桜井委員　なので感情的に言うと、せっかく努力して、採捕禁止期間になる前にキャッチ&リリースするなりしてなるべく資源を消費しないように努力しても、現状の制度だと、基本的にそれは報われない設計になっているので、繰越し分を全て寄越せとまで言うつもりはないんですけれども、一応そういう事実があることは遊漁者の方たちには知ってほしいなと思って聞きました。

○菅原委員　これがT A Cの管理に遊漁枠が入ると、びしっといってしまうんだろうけれども。

○桜井委員　現状だと、仕方ないと言わざるを得ないとは思っています。

○田中議長　今のお話は、「遊漁」対「漁業」ではそうなんですけれども、漁業の内部で同じ話があるんです。Aという漁業種類で残しても、それはBという漁業と共通に繰り越されてしまうとか。

○魚谷部長　補足で御説明しておきますと、漁業の場合はW C P F C上の翌年度繰越しは国の枠の17%が上限になっております。漁業の繰越しのルールは、各自の枠の10%まではそれぞれ繰り越せます、10%を超える部分は国の留保の方に1回入って、そちらについては先ほど桜井委員もおっしゃったように特定の漁業の方に配分されますので、そこは大臣許可漁業では、仮に未利用分が10%以上あっても10%を超える部分は自分たちには来ずに、沿岸の方々に追加配分される、そういう仕組みにはなっています。

○田中議長　……ということで、さて、結論としてはいかがでしょうかということなんです。配分について、月別、均等割にするのか、改めて見直して海域別にするのか。でも多分、海域別にするといったときに、海域別の根拠が余りに薄弱なので、きっと出直しの議論になるというか、決まらないのではないかという危惧が。先ほどの2ページでした、3ページでしたか……。

○中島委員　基本的には遊漁の皆さんで決めるべきところだろうと思うんですけれども、第三者として。

まだ実態が分からないわけですよ。2か月の枠のときもあった。では、2か月のとき

いつ終わったよとか。それであれば一旦均等割にして、12か月を押しなべてやってみることによって、その辺がまた見えてくるのではないかという気はしますね。それ二、三年やることによって傾向が分かるのではないか。

確かに漁海況がどんどん変わるような時代ですから、正確な予測は難しいかもしれませんが、押しなべてやることによってちょっと傾向が見えてくるのではないかなという気はします。

○菅原委員 確かに来年どうなるか分からないけれども、私、J3の海域で今年も正月から行っているんだけど、見聞きしている中で言うと、12月の段階で職業船が、数隻だけでも相当数獲っているんですね。みんな300キロオーバーのマグロなんです。あそこの大室ダシのところにいるマグロは200キロオーバーのものばかりなんです。獲れるのが。

それで考えていくと、令和6年4月に一気に膨れ上がったでしょう。あれは恐らく3日どころの話ではないし、あれだけの量ではないと思うぐらい釣れっぴりがすごかったですよ。見ているだけで、もう半数以上の船がヒットさせているんですよ。やり取りしているんですよ。私の想像の中では、恐らく5トンなんて1日で終わってしまうと思う。全船行ってやってしまったら。

今度の4月に始まって、恐らく今現在、来ているし、大きい群れが三陸の沖から相馬の沖にかけているよという話も聞いています。それが下ってきますよね。下ってくると、4月1日の段階では多分一気に、私は1日で終わってしまうと思うんですよ。それがうまく抜けないで、餌が残っていて5月までいてくれたら5月も同じ状態になると思う。それで6月、7月になって日本海側が始まって、ここでどれだけ数が組み上がるか。

それでもう折り返してきたときの12・1・2・3月が、日本海では多分全く漁なんか出られないだろうけれども、残ったものを多分J3の海域で全部獲ってしまっていて終わりかなという。ここ3年4年5年ぐらい見ていて、いる魚がとにかくでかいんですよ。それで、まず間違いなく同じぐらいの時期に。今年は若干遅れているかなぐらいな感じですよ。魚探付けて見えてもソナー付けて見えても、1匹単価がでかい魚が泳いでいるのが見えるぐらいの反応なので、これを月単位にやったときに本当に大丈夫なのかなと。

逆に言うと、月単位の情報はこの3年間、ある程度取りましたよね。だったらいっそのこと海域のデータも。全部がこれで決まりという話ではないんだったら、海域ごとに配分してみて、それは管理の仕方は、水産庁さん側は大変なことになるのは分かるんですよ。

分かるけれども、いろいろなデータを取っていった最終的に何が一番いいのかというところに持っていかないと、皆さんで議論していても余り意味のあることにならないのではないかなと思うんですね。

これは申し訳ないけれども、管理していく側の人たちは大変かもしれないけれども、頑張ってくださいとしか私は言えなくなってしまうんだけど。

○城崎室長 一つよろしいでしょうか。

均等割した場合、確かに春の日本海どうするのかという話があります。もちろん5トンになれば、先ほど桜井委員がおっしゃったように上限で止めるタイミングの検討、相当シビアになると思います。それこそ数日で、二日三日でどうだと。少なくともこれからは釣った翌日には数字が上がってくるので、機動性は確保されますけれども、マグロの回遊が見通せないと言いつつも、過去の釣れ具合を見ると相当な船が出ていくだろうと思われるので、止めるタイミングの決め方は相当シビアになると思います。そのときに、場合によれば飛び越えることもあるわけなので、飛び越えた場合にどこかでバッファを設けておかないと、ダイレクトに次の年の数量に影響してしまいます。

数年前までは総量から1月から12月までを差し引いた残りを年明けに充てますという話をさせてもらっていました。そうしますと年明けの、特に大室ダシの周りでやられる方はもう全然、年内の積み上がりで、もう引き算で残りがいないからそこは全部駄目なんだということになりましたので、今年は1月に単独の枠を設けて数字を張り付けたわけですね。その代わり2月、3月は、それまでの合計で残れば2月、3月ができますよという話をさせてもらってました。

例えば12月で均等割にしても、どこかで飛び越えた場合のバッファとして、例えば2月で調整する余地を残しておくのかという議論もしておかないと、例えば6月に飛び越えてしまったものがダイレクトにその翌年、令和8年度の60トンから引かれるという話にしていいのかということも、頭に入れておく必要があるかと思っております。

○柏瀬委員 海域別に割り振るのもメリット、デメリットがありますし、月別に分けるのも当然あると思うんですけども、目下、長期的ビジョンで見ると、やはり最終的にはTAC管理をするという話もありましたけれども、では、そのときのTACの数量をどうするのかと決めたときには、その数量にはやはり科学的根拠がなければいけないと思うんですね。

ここ数年の目的としては、11ページの水政審の御意見にもありますけれども、やはり皆

さん遊漁の実態が分からない、全く分からないというところが論点になっていまして、ここ数年では遊漁の実態を把握するところに注力した方がいいのかなと私は思っています。

これは田中先生に聞きたいのですが、資源管理の話で、実際に遊漁ではどれぐらい一漁業の場合ですと、例えば3年間実績ベースを取ったと思うんですね。その実績ベースを推論するデータを集めるときには、均等割にした方がきれいなデータが取れるのか、それとも海域別にやった方がきれいなデータが取れるのか。

海域別に割り振るといった場合、過去の管理年度というか、月割りのベースが変わっているんで、データとしてはちょっとどうなのかなと私は思うんですよ。同じであればある程度推論はできると思うんですけども。そういったときに、どちらにした方が科学的な実績ベースのデータを取りやすいのか、資源管理の考え方から言うとどうですか。

○田中議長 資源管理というより、統計学なので。

○柏瀬委員 統計学の話で言うと。

○田中議長 そういう意味では海区別、時期別、そういうふうに細かいグループ別に集めた方がいい。

○柏瀬委員 なるほど、両方やった方がいいんですね。

○田中議長 それは、そう。

○桜井委員 どちらも別に正解だと思います。

○田中議長 そうですね。

○桜井委員 海区でやるのも一つの手ですけども、海区は何個あるんでしたっけ。J 1 から……

○城崎室長 J 1 から10までですね。

○桜井委員 明らかにクロマグロが遊漁で採捕されない地域はあるんでしたっけ。

○城崎室長 それは、ないと考えた方がいいですね。

○田中議長 ないけれども、ほとんど少ないのが瀬戸内。

○桜井委員 では、例えば60トン割る9海域でやってみてというのもあると思うんですけども。なんか余り……。変わりますか。

○菅原委員 少ないからだろうけれども、瀬戸内海、何年か前に「マグロ釣れました」とネットに上がったことがありましたよね。

○中島委員 ただ、今はJ 幾つで言うと、瀬戸内海だけが1海域ではないですよ。だか

ら9海域ではなくて、10海域の中に瀬戸内海が含まれる形になります。

○鉢嶺課長補佐 この表ではそう見えないんですけども、採捕報告するときには瀬戸内海の「S」で報告するようになっているので。だからJ1からJ10プラスSですけども、ただ、今までSで報告を受けた事例は、確か無かったと思っています。

○森委員 海区別に分けるとなると、今までどの海区から何トン、何月に来ている、そういうデータを基に振り分けなければいけないと思うので、今この場所でデータもなしに議論できないと思うんですよね。

○菅原委員 ただ、3年間の採捕実績のデータはありますよ。

○森委員 今、この席にないという話です。今日決めなければいけないとなると、不可能なことをこれ以上議論しても仕方ないのかなと。

私は、もうこの毎月別で取りあえずやってみよう。そして海区別の話は、この次の管理期間に向けて詰めたらいいいのかなと思います。それが必要であれば。

○桜井委員 そのとおりだと思います。

○田中議長 ……ということで、よろしいでしょうか。

取りあえず今年度はこの方針でやるとして、ただし、海区別の配分も今後、考えていく。それを条件としてこれでお認めいただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中議長 ありがとうございます。

まだ一つしか終わっていない。まだ1ページの半分も終わっていないんですけども、バググリットについてはいかがでしょうか。

今まで、1人の人が何匹も釣ってしまうのでよくないということで、月1尾までに変更したいということですけども。

○森委員 これでいいと思います。

○菅原委員 この案でいいと思います。

○田中議長 ありがとうございます。

それでは、2点目のバググリットについては、事務局案のとおり「1人1月1尾」ですよということをお願いしたいと思います。

続きまして1ページの(2)採捕報告の正確性等を向上させるための対応についてでございます。

前回の議論では、採捕報告の期限を陸揚げ後「3日以内」から「1日以内」に短縮する

ということで、おおむね賛同が得られたと思います。また、報告内容については、資料にあるとおり幾つかの事項を追加することに御賛同いただいたと認識しておりますが、改めてここで御意見があればお願いしたいと思います。

①②③と3点ありますが。

水産庁から特に御議論いただきたいと言われたのは、③の身分証ですね。本人が確認できる書類を提出させるかどうか。これについては虚偽申告を避けるという狙いがあったと思いますけれども。

○森委員 これ、やり方としてはアプリを通じてということですが、アプリに身分証とか写真を添付する形になるんですか。

○城崎室長 そのように考えております。

○田中議長 まだできていないから、最初は写真を直接送ってもらうとか何とかという形になるんですかね。

○鉢嶺課長補佐 特にクロマグロの写真添付については早めにシステム改修の手続を進めておりまして、こちらについては3月末までにできるような形で進めているところです。全体のシステム改修は別ですが、この写真添付等については早めにできるような形で、今、手続をしているところです。

○桜井委員 虚偽報告をということであれば、むしろ今後、追加できるのであれば検討いただきたいのは、クロマグロの写真を添付するのはこれが一番有効だと思っていまして、メジャーを当てて写真を撮る、あるいは届出した人の氏名を書いたメモをマグロに貼って撮るとかしないと、単なるマグロの写真だけ送られても。

免許証も提出されている、でも、その写真のマグロが紐付くか分かりませんが、むしろ写真を加工してまで偽装する人はいないので、むしろマグロの写真に対して、そのマグロを釣った人が届出者と同一あるいは長さ、重さが正確という、本人の確認もできるし大きさの過大、過小も評価できるしという意味で、正確性向上という意味ではマグロの写真に対しての要件を追加した方がいいのかなと。

それから、システムの言ったら、身分証を一般個人から集めて管理しておく、これは一定リスクがありますし、利用者側も抵抗感がありますよね。いわゆる釣りするだけで身分証というのは、2経路2認証とか二重認証で番号認証等が入っていれば、身分証を出すこと自体が有効になるというよりは、むしろシステム上のデメリットとか負荷の方が大きいかなという気もちょっとしています。

○田中議長 写真については多分いろいろ議論があると思うんですけども、今どきなので、ナントカAIではありませんけれども、簡単に加工できてしまうんですね。背景もそうだしメジャーもそうだし、相当簡単に——複雑な遠くの景色まで入っていれば別ですけども、マグロだけだったらすごく単純ではないですか。そこは水産庁もいろいろ考えなければいけないかなと思っているんですが。

昨年地震のときもいろいろなフェイクの画像が流れましたがけれども、あれも生成AIで簡単に捏造されて流れてきたので、ここはもうちょっと工夫が要るかなと思うところなんですけれども。

○菅原委員 ただ、マグロにメジャーを当ててその写真、そこに採捕した人間が共に写るというのは、私は絶対必要かと思うんですけども。

もっと言わせてもらったら、本当に届出制、許可制に移行するのであれば、許可証みたいなものを発行して、当然遊漁船業者も同じような形で許可番号が出るわけですね。マル適マークと同じような状態で、マグロの遊漁できますよという目印まで付いている、プレジャーにまでそれが付いている。それに乗った人間は自分の許可番号、通し番号が出てくるわけだから、そこに書き込めば二重チェックができるんですよ。

だからシステムの中にそういうものを組み込んでおけば、管理はそんなに難しくないと思うんですよ。うちではインストラクターの資格証を発行しているんですけども、簡単にできてしまうんですね。パウチッコみたいなものだけで。パパッと打ち込むだけでできて、そんなに単価も掛からないし。そういう形で日本全国にいる1,000人オーバのインストラクターを管理しているんですけども、そういう管理の仕方はできないんですかね。そうしていくと楽になるのではないかなと思うんですけども。

○田中議長 まだそこまで議論がっていないんですけども、届出の際にそういう認証を発行するかどうかは、まだ決まっていないので。

○菅原委員 決まっていないですからね。でも、本来そういう形で、免許証を写せとか何だとかやっているとまたすったもんだ始まってしまうのかなと思うけれども、そういうものがあつたらそれでできてしまうのではないかなと思うんですけども。

○桜井委員 ですし、二重認証が入っていれば、まあ一定いいのかなという気はしますけれども。

むしろ届出制が導入された以降は、例えば厳密な本人確認は身分証を出すプラスeKYCという形で、さっきおっしゃったように本人確認をする機能自体をシステム上、外出し

して。既製品を使えますので。皆さんも経験あるかもしれませんが、自分の顔を動かして写真を写してといったことをやれば、もう厳密な本人確認……、ただ、そもそもマグロを釣るだけでそこまでさせる必要があるかは別に議論が必要だと思いますけれども、それはもうちょっと後でやれば十分かなと思います。

細かい話をすれば、運転免許証を持っていない例えば16歳、17歳の子がマグロを釣ることも、もちろん少ないけれども一定数はある中で、健康保険証しか出せませんとなったときに本当に本人なのかというところは。負担の割に余り効果がないのではないかなと。

○田中議長 多分は牽制はできるだろうけれども。

○森委員 この目的は、虚偽報告への牽制ですよ。

○田中議長 そうですね、排除したい。結局、手間がまた大変なので。

○森委員 ハードルを高くすれば虚偽報告は減るだろうけれども、遊漁者側からしたら負担ではないかという。

○田中議長 そのバランスの問題ですね。

○森委員 難しいですね。

○水川課長 正におっしゃっているような懸念があると思ったので、あえて「注」と書いて、前回余り議論がなかったので、ここははっきり議論いただいた方がいいのかなという意味で載せているので、今、正におっしゃったように両サイドの意見があると思うんですよ。負担としてどう見るのかということと、虚偽報告を防ぐという意味では有効けれども、どうするかねという。その幾つかの角度から御議論いただければ有り難い、そういう意味でここに載せているので、水産庁として何か強制して「こうしたい」といったことを申し上げているわけではありません。

○桜井委員 そういう意味では、遊漁者側の立場で言えば、身分証の登録を課せられて、それが嫌だったり負担だったり反対する人たちが多数いるかといえ、まあいないでしょうという感覚はあります。

○菅原委員 この虚偽報告は、何の虚偽に対して一番懸念を持たれていますか。過少申告ですか。

○城崎室長 過小もあれば架空の申告もあれば、全てですね。そういうものに精査を加えないと枠の管理ができない、すなわち採捕停止の議論もできない。一番根本のデータの信頼性を一つ一つ確かめなくてはいけないのが現状なわけですから、その確かさを緊急に、速やかに確保するためにいろいろなクロスチェックを設けたらどうだという趣旨でござい

ます。

○菅原委員 となると、やはり計量方法の目測とか——基本的に量れないから「大体これぐらいじゃない？」という形になるとなったら、やはりメジャーで写真を撮っておくのが一番。これだと換算表で計算できるではないですか。だからそれは絶対的なことにしてしまえば、あとの部分はやりようによって何とでもなってしまう話だから。その部分だけをきちんとしておけばいいのではないのでしょうか。

○城崎室長 そういう意味では、重量と尾さ長を出してもらって。もちろん尾さ長を出すときには、さっき桜井委員がおっしゃったように、このイラストのようにメジャーを横に置いて写真を撮ってもらうのが一番いいのかもしれない。

○桜井委員 なので、もう令和7管理年度から導入できるのであれば、身分証添付で本人確認して、写真も必須とすればよいかなと個人的には思います。

○田中議長 いや、漏れ聞くとところによると、遊漁を早く終わらせたいための虚偽報告があるようなんです。

○桜井委員 昨年などは組織的な虚偽報告、架空申告をして枠を消化させたのではないかという、それも真偽不明だけれども、そういうことを組織的に指示したといったことが書かれているチャットのスクリーンショットがウェブ上に出回ったりしたこともあって、それがどこまで本当かは分かりませんが、ただ、確かに昨年は本人確認もほとんどできていないし、特に写真の添付がありませんので、それっぽい名前、それっぽい住所で「120キロ釣りました」と報告すれば、もうその住所なり名前なりが一定真実味あるものであれば、もう確認のしようがない。

なので、身分証と写真があれば大分減らせると、水産庁さんとしても考えておられるという理解で合っているんですよね。

○城崎室長 はい。

○桜井委員 明確に分かればいいですけども、分からないものもあるし。

○田中議長 分からないものがあるので、そこを何とかしたいという。

○森委員 遊漁サイドは、これだけの報告内容で遊漁者からの不満は大丈夫だと思いますか。私としては大丈夫かなと思っていますけれども。

○菅原委員 大丈夫だと思いますよ。

○森委員 これぐらいやれば、そういうものも減るのかなと。

○桜井委員 なので、OKでいいのではないですか。

○田中議長 身分証については、最終的には。

○桜井委員 この対象は、顔写真がある身分証になるんですか。それとも保険証等もＯＫになるんですか。

○城崎室長 そこはもう少し検討ですけれども、当初は運転免許証なりを想定していましたが、パスポートになってくると顔写真と名前の部分、住所の部分がどのように書いてあったかなという感じもあって、そうすると意外と何枚も撮らなくてははいけないような感じになるかもしれませんね。

もちろん写真がない保健証も身分証として使われているわけなので、それも排除はできないわけで、顔写真があればベストでしょうけれども、まずは身分証を出すというハードルがあれば相当な牽制作用があるし、自分の身分証明書をさらしてまでそういうことをやる人があれば、それは違う話なのかもしれませんけれども、そこはまだ、「身分証」というところで切ればいいんだろうと思います。

○桜井委員 では、賛成でいいと思いますけれども。

○田中議長 ということは、身分証の中身については今後、検討するということで、取りあえず提出させることについては賛成だと。

○森委員 これは多分後々の議題になると思うんですけれども、どのタイミングで提出するかという部分。例えば年に１回これを出すとか、釣れるときの報告で出すならいいですけれども……

○城崎室長 釣れるときの報告です。

○桜井委員 なので、どちらかというと、１日以内に免許証もくっつけてあれこれ出さないといけないというのが——余り負担にはならないと思いますけれども。しかも、もうこういうルールだと知っていれば、そういうものも携行して現場に行くと思いますので。

○田中議長 そういうことですね。

○森委員 電波が通じない場所でも……、大丈夫か。

○桜井委員 それは今の３日以内でも同様ではありますよね。宿泊をまたいで帰ってこないツアーはないと思うので。

○田中議長 ……ということで、一応原案どおりコンセンサスを頂いたということで、身分証の内容については詰める。

○森委員 この「１日以内」という部分に関して、特別な事情があって２日目になってしまったとか３日目になってしまったときに、罰則にならないような配慮はほしいかなと。

例えば電波の通じない島泊まり等で釣りする船もあつたりするので。そういう場合の配慮だけお願いしたいと思います。

○城崎室長 そこは案件、案件だと思います。そういう事情があるのであれば、報告するときに水産庁に御連絡を頂くとか。もちろん今でも、3日を超えた報告については裏付け命令を出しています。もう情状の余地がないというか、そういう事情が何もない場合でも意見聴取をするという手続はしているので、もし事情があるのであれば申し出てもらって、それをどう判断するかは個別、個別の事例かなと思います。

○田中議長 一律に命令を出しているわけではないんですね、今までも。

○桜井委員 一応確認ですけれども、この「1日以内」というのは、例えば今日行きました、夕方5時に寄港して、その日じゅうということですか。それとも……

○鉢嶺課長補佐 翌日ですよ。今日行ったとして、明日の23時59分まで。24時間とは考えていなくて、今のところ、翌日の23時59分までと考えていました。

○水川課長 逆に皆さん「こういう方がいい」ということがあったら。

○桜井委員 いや、それだといいなと思って。

○田中議長 寄港があるからね。釣ったその時間から24時間だと……

○桜井委員 釣ったその日にできればいいですけれども、現場的には結構ばたつくというか、結構大変なので。

○森委員 特に魚を持ち帰るときは。

○桜井委員 そうなんですよ。

○田中議長 よろしいですか。——ありがとうございました。

では次ですけれども、（3）裏付け命令による違反抑止効果を高めるための対応ということで、現行の委員会指示の有効期間は1年ですけれども、これを延長することを検討すべきではないかという意見が前回あったと思います。水産庁からは、前回、指示の有効期間が2年の例がほかにもあること、また委員会指示の仕組みから、余り長い有効期間の設定は難しいという説明もあったと思います。ただ、2年ぐらいまではできるのではないかなというのが私の認識だったんですけれども。

こうした点を踏まえまして、延長するとした場合の期間を含めて、御意見があれば承りたいと思います。

○森委員 これ延長したとして、例えば先ほど決めた月割りにするとか。では、これは2年間だから海区別の議論はその2年より後になるということですか。

○城崎室長 有効期間は2年ですけれども、その中で追加なり規制の中身が変わることはあり得ると思います。特に状況によって、今、ここで議論している追加の事項も、1年たってみて来年「こういうものが必要だろう」ということもあり得ると思いますから、そういうことには対応できると思っています。

○中島委員 それと、数字的には外枠ですよ。委員会指示の中に数字は入っていないのではないかと。

○城崎室長 そうですね。

○中島委員 だから、そちらの変更は。

○桜井委員 賛成です。むしろ前回も、賛成だけれども、何か制度的にそもそも何年にすべきか、2年だったら2年はできるんだっけみたいな確認されるという認識だった。それができるのであれば、その方が。

○森委員 賛成です。

○中島委員 抑止力という観点から、やはり長いにこしたことはないんだけど、2年若しくは3年。

○田中議長 3年は水産庁のチャレンジになる。

○城崎室長 先ほど御紹介した沿岸クロマグロ漁業は2年間でやっているの、2年間までの事例はあるかなと思っています。

○中島委員 まあ、まず2年から。

○田中議長 では、2年に延長してほしい、できればそれ以上という意見があったということで。ありがとうございました。

次に4ページ、届出制の導入について。

前回の会議において届出制の導入について若干意見を頂いたところですが、十分意見を頂く時間もなかったのではないかとということで、まずは届出制を導入するという方向性について皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。届出制を導入する方向で議論するか、それともやめる——という方向性は多分将来的にはないと思いますけれども。

○中島委員 漁業と遊漁の調整をしているときに一番難しかったのが、遊漁船はもう登録されているから分かる。相手がいるんですよ。ところがプレジャーボートはどういう人たちがいるのか全く分からない。だからプレジャーボートについて届出制で把握することは極めて重要だなと思っています。

逆に、全体像が分からないため届出制で把握しようという趣旨は分かるんですけども、一般の遊漁の方が届出をすることに関して、遊漁者の皆さんはどう思われるんですかね。というのは、我々が今、委員会指示で一番大事にしないといけないのは、いかに報告してもらうか。それで漁獲量を把握することが一番重要だと思っています。逆に「俺、届を出していなかったから今回やめておこう」とか、そういう話もあり得るのかなと若干危惧しています。それが1点気になっています。

もう一点は、さっきの話に戻るんですけども、届出をしていなかったら裏付け命令がすぐ出るのか。やはり同じレベルで総合的に考えておかないといけないと思うんですよね。委員会指示に対する違反だから。その整理も必要かなと思います。

まず、遊漁者の皆さんは各自が届出を出すことについてどう思われているのか、再確認しておきたいと思います。

○田中議長 では、1点目について。

○桜井委員 そういう意味では、遊漁者の多くは歓迎、賛成だと思います。というのも、この届出制は諸外国で導入されているいわゆるライセンス制と近しい制度になっていて、これはクロマグロ遊漁以外でも、釣り業界、釣り人の多くは、釣りというのは一定のライセンスであったり届出をもってやった方がいいと考えているので、いいと思います。

さっきおっしゃっていた「届出をしていないから釣りに行くのをやめよう」とか、そういうデメリットみたいなところは……

○中島委員 いや、「釣りに行くのをやめよう」ではなく「報告するのをやめよう」。

○桜井委員 報告するのをやめようみたいなことも、基本的にはそんなにないかなと思っていて、これがクロマグロ遊漁の管理の初年度とか1年目であれば、そういう混乱とか不正はあると思うんですけども、言ってももう5年目ですか、4年目ですか……

○城崎室長 4年目ですかね。

○桜井委員 大分浸透しているので、そういった危惧もそんなにないかなという感触です。

○中島委員 今、ライセンス制という話が出ましたけれども、ライセンスというのはどういう人に出ているんですかね。いわゆる釣りに行く遊漁者なのか、それとも船を持っている船長さんなのか、その辺はどうなんですか。

○菅原委員 私は神奈川県に住んでいますので、神奈川とか東京、千葉に釣り仲間がいっぱいいるんですけども、釣る側の人間からすると、許可制全然OKですと。許可制どころかもう有料でもいいと言っている人が圧倒的です。9割以上かな。

遊漁船の船長にお伺いしても、是非とも許可制にしてほしいと。例えば大室ダシで物すごく釣れているときに、ローカルルールではないけれども、流し方があるではないですか。いいポイントに「ここから入れていくんだよ」と言っているところにプレジャーボートが割り込んでくるというのが一番頭に来るんだと。だからこそ、おかしい操業をされるぐらいだったら全部を許可制にしてしまって、なおかつお金を取ってくれよと。うちもそれでもうけさせてもらうんだから、うちだって五万や十万払うのは全然構わないよと言っている船頭さんが圧倒的です。

○中島委員 問題はプレジャーボートということですね。

○菅原委員 そう。一番の問題は、プレジャーボート。

○中島委員 漁業者でもそうなんですけどね。

○高田委員 今、菅原委員が言ったように、うちも漁業者と遊漁者に聞いてみたら、やはりプレジャーボートが問題になっていて、それはマグロだけではなく他の問題もあって、今後、漁場に入っていく以上、漁業は今、縛られていますけれども、やはりプレジャーボートをもう少しきちんとしていかないと、5年先、10年先もっとそれが増えていく。今、手を着けないと、真面目に釣りをやる人も漁業者も漁場から追い出される。今、言われたようにトラブルがもっと増えてしまう。それをなくさなければならないので、そういうものは今後、しっかり出していつてしかるべきだと思います。遊漁船の船長たちも、ほとんどがそういう答えでしたよ。

○城崎室長 プレジャーボートの話は、クロマグロを横に置いておいても、高田さん近辺だけではなく瀬戸内海しかり九州しかり、北海道しかり、どこでもプレジャーボートとの漁場問題があるので、それは水産庁でも日頃、相当難しい面はありますけれども、問題視しながら考えておりますので、それはまた別のところできちんとやりたいと思います。

今回はクロマグロの場合であって、クロマグロをめぐるトラブルになるとなかなか、そこは許可制であろうが何であろうが起きかねない状態なので、漁場のうまい利用の仕方というのは許可制とか制度論とは多分違うところにあるんだと思います。

でも、まずはクロマグロ漁業については、何も情報が把握できないプレジャーボートが相当数存在していることは事実なので、まずはそこに届出制を入れて船舶番号を取ることができれば、どこにどういう人がいるのか分かってくるので、それはこれまでにない一つの大きな前進だと思っています。そういう意味では、届出制を導入する意義は十分あると私は思いますので、そういうことで改めて確認させてもらいたい、そういう趣旨でござい

ます。

○中島委員 今、おっしゃったとおりで、私は、クロマグロがプレジャーボートを把握することの第一歩になると思っています。そこから今後、スタートしていくんだなと。だからこれは大賛成です。

もう一つ遊漁の皆さんにお聞きしたいのは、遊漁者個人の方、友達とプレジャーボートに乗って釣るようなこともあるんでしょうね。ただ、プレジャーボートを持っている人がほとんど釣ると考えてよろしいわけですね。そうでもないんですか。

○田中議長 いや、それは分からない。

○中島委員 そこで金を取る遊漁船業との、遊適法との関係が出てきますよね。

○田中議長 そうなんですよ。

○菅原委員 中には遊漁船業を持っていなくてもでかい船を持っていて、沖でお金を取っている人たち、いますよね。

○桜井委員 多くはないですけども、実態としてはある。

○中島委員 そこは問題ですね。

○菅原委員 余談ですけども、その船を見せてもらうと、私が乗っている遊漁船の装備と全然違う。中の機械がすご過ぎてしまって「こりゃ釣れるよね」という。金の掛け方が違う。

○柏瀬委員 届出制の導入に関しては、今、桜井委員や菅原委員の遊漁者の方からも話があったんですけども、多分我々の身近にいる人はおおむね賛成と言うと思うんですけども、釣り人にはいろいろな人がいるんですよ。そういう人たちにも理解していただいて届け出てもらわなくてはいけないということで、大事なのは、やはり届出制を導入することによって自分たちにどういうメリット、利益があるのか。というのは、漁業もそうだと思うんですけども、これを導入することによって釣りの持続性が担保されるということを経営ビジョンとして示さないと、やはり協力を得られないと思うんですよ。

だから、これをやらないと、さっき言ったようにプレジャーなどは今後、漁場から閉め出される可能性がありますよとか、やることによって、どこかの議事録にもありますけれども、今後、きちんとした遊漁枠、要するにTAC枠が付与されるというインセンティブがあるんだよということをビジョンとして前面に打ち出さないと、そのPRは我々釣り界の努力でもあると思うんですけども、そこら辺を明確にやっていけば理解は得られる。努力はするべきだと思います。

○中島委員 各個人で届出をやっていただけるのであれば、それにこしたことはないと思いますし、さっきの報告との整合性、フェイクをいかに排除するかというところにもつながってくると思うので、それは大変いいことだと思います。

だからそれは進めていただきたいと思うんですけれども、もう一点、遊漁船の方……

○田中議長 遊漁船案内業の人ですか。

○中島委員 案内業の方ですね。

遊漁船業の適正化に関する法律というのがありまして、その中で、業務規程を出しなさいよ、業務規程を変更したら届出しなさいよ、そこまで書かれているわけですね。その業務規程の中に主な遊漁の対象物なりも記載するようになっていきますし、何かそこが屋上置を重ねているのかなという気がいたします。今回、委員会指示でそれを出すと。

だから法律と委員会指示の整理は、もう少し詰められた方がいいのではないかという気はいたします。

○桜井委員 それは私も全く同じ印象で、今回の広調委の指示は飽くまで採捕者個人に課されているもので、それをプレジャー船だったり遊漁船だったり、船を操船する方たちがなぜこの届出をしないといけなくて、何を報告すべきかは難しい。飽くまで個人の採捕者の届出のおまけのようなイメージが個人的にはあるので、その整理を。

○中島委員 私どもは地方なので、プレジャーボートというと大きな船なんて全く想定していなかったんですよ。自分で釣りに行く船。そういう船もあると思いますので、そこはやはり把握する必要があるのではないかと思います。

○桜井委員 なので、届出制自体は賛成です。

○田中議長 届出制を導入するという方向性については、賛成だということによろしいですか。

○桜井委員 はい。

あと、先ほど中島委員が質問された点、これは森委員が詳しいと思いますが、海外の例でライセンス制といったときに、それは個人を対象としているのか船を対象としているのか最初に質問されていたと思いますが。

○森委員 両方あります。釣り人のライセンスもありますし、アメリカ西海岸だと船がクロマグロなりマグロ類を獲りに行くライセンスを持っているわけですね。この船に乗る人たちは個人のライセンスを取らなくていいんです。この船がライセンスを受けているので。そういうケースもあります。場所によっていろいろ違うとは思いますが。

○中島委員 州によって違うんですかね。

○田中議長 州立なので。

○森委員 遊漁船に関して言えばほとんどの州で、遊漁船がライセンスを持っているので個人は取らなくていいケースが多いです。個人で釣りに行くときはライセンスを取る。ライセンスを誰に発行するかというと、お金を払った人です。ライセンスを買うというイメージです。

○桜井委員 日本の内水面の漁業権に似ています。

○菅原委員 入漁料と一緒に。

○桜井委員 中島委員がおっしゃっていた、いわゆる船を持っている人と個人をどう分類、識別していくかというところでいくと、やはりアメリカ等がやっている制度は参考になる部分もあるし、日本に持ってこられない部分もあるので、水産庁さん等により調査をしていただいて、今後……。

○森委員 一番のメリットとしては、それを買うことでルールをしっかりと周知させる機会になるんです。「このルールを守りましょう」というルールブックを必ずもらうので。プレジャーボート等も、引っ張りやっている船の何メートル後ろとか横にいるのかなとか、そういうルールを提示できるわけですね、そういうシステムがあれば。

○中島委員 余談ですけども、一般の方は「こういうことのために、こういうルールを作っていますよ」と言えば、9割以上の方は当然それに従うと思うんですよ。ごく一部、ちょっとアウトローという言葉はこの前、悪かったという話でしたけれども。ごく一部いますけれども、そこのところは、やはり正直者がばかを見ないような施策を我々が考えていかないといけないのではないかと思います。

○森委員 先ほどからのプレジャーボートはマナーが悪いという話も、多分知らないというのが一番だと思います。

○中島委員 だと思います。ただ、知らしめる方法がないんですよ。

○森委員 そうですね。そういう意味でこの登録制で、何かパンフレットでも作って渡してとなればいいのかと思います。

○菅原委員 ルール作り、はっきりしてしまえばいいんですよ。

○田中議長 その辺も、まだちゃんとした調整のルールが役所の方でできていない。例えば先ほどあった操業途中の、漁場占拠ですよ、菅原委員が言った。入れている途中に入ってきて操業できないというあれも、私は遊漁の問題を始めて30年ぐらいですけども、

一番最初の京都の、タイのはえ縄と釣りのやつで同じ問題やっけていまして、地元の業者は朝、定置に入ったエビを獲っていくんだけど、遊漁はお構いなしに朝５時頃出て行って漁場を占拠して、漁場に入れないというトラブルになって。同じ問題だと思うんですね。

○城崎室長　そういうものに対しては、制度面からいえば海面利用協議会があったり、遊漁船が絡むのであれば今度、遊漁船業法で協議会制度を作っており、漁業と遊漁船の調整をうまくやりましょうという趣旨の場になっていて、その音頭を都道府県に取ってもらう仕組みがあって、それが機能しているところもあります。

それが万能に機能しているかというと、なかなかそうではない部分があるので、それはやっていかなくてはいけないと考えております。プレジャーボートについては水産庁でもなかなか知恵が出せない部分、手が届かない部分があるので、それは国土交通省に話しに行ったりしています。いみじくも今日から釣り博が始まっています。また、別途ボートショーもあって、そういうところに見に行きますと、正しくこれでクロマグロやるんだろかな、そういう船があるわけです。そういう世の中の人たちにどのように物を伝えるかは、やはりプレジャーボートの方にも業界団体がありますから、そういういろいろなところと手を組みながらやらなくてはいけないし、それは水産庁だけでは手が回らないので、それは都道府県の力をかりたり、あるいは業界団体の力をかりたり、いろいろなところで手を尽くしながらやらなくてはいけないと思っています。その知恵はこれからも絞るつもりなので、状況に応じてまた御相談なりしていきたいと思います。

○田中議長　そういうことで、方向性について反対される方はいらっしゃらなかったと思います。

具体的に対象が誰なのかとか、時期とか、大分突っ込んだ議論に入っていましたけれども、本件についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中議長　ありがとうございます。

では、届出制導入については特段御反対はなかったということで。

議題が切れたところで１度休憩いたしまして、２時５５分に再開します。

午後２時４７分　休憩

午後２時５５分　再開

○田中議長　再開します。

どうしよう、7ページは議論しますか。

○城崎室長 時期については。また長引きそうですけれども。

○田中議長 方向性については御承認いただいたんですけれども、開始の時期、それから今、議論になっていました届出の対象について、釣り人にするのか、それとも船を含めてなのかが2番目。あとはタイミングですね。これは前回議論になったけれども、急に出た場合に対応できないのではないかと。

まず1点目の、開始時期。例1・2・3とありまして、来年から始めるのか、一番遅くとも再来年、令和8年度から始めるか。これについては、いかがでしょうか。

○桜井委員 これはもう、なるべく早く始めた方がいいと思います。漁業者の方の例でも、組織化されているから速かったとはいえ、先ほどの議論にもあったとおり、遊漁者もこの管理自体はもう何年も経過していて、クロマグロ遊漁に資源管理のルールがあること自体の認知度は、もうほとんど100%に近いと思いますので、周知する期間が数か月、一定程度あればもう開始できると思います。

○菅原委員 私もやはり同じ意見で、もう早急にやるべきだと思います。システムの、先ほど説明の中で来年とおっしゃっていたんですけれども、そこに移行するまでの紙ベースでも、大体どのぐらいの数があるのか、どの地方に人が固まっているのかを把握するためには、紙ベースでいいからぱぱっとやって、それを来年以降、システムに移行していくような形を取った方がいいのではないかと思います。

○田中議長 それはプレジャーボートも含めてですか。

○菅原委員 含めてです。

プレジャーボートの数を初めて理解するためにも、恐らくこれは必要なことだと思います。

○田中議長 そういう御意見ですが。

○高田委員 賛成です。漁業者に聞くと、できるだけ早くやってほしいというのが。

○田中議長 それはそうですよね。不公平だものね。

○中島委員 ただ、1点いいですか。

多分、皆さんの会に所属されている方は認識が高いので出てくると思うんですが、入っていない方々をどこまで拾えるかという問題があると思うんですよね。

○菅原委員 私、自分の釣りの仕掛けは全部自分で作るので、しょっちゅうショップに買いに行くんですね。そうすると、私がメインに使っているのはキャストイングさんですけ

れども、今、電子魚拓で取っているクロマグロがどんとカウンターに貼ってあるんですよ。それで、そこに来るお客さんたちは「いつになったら変わるんだい」といった形でいるので、一般の人たちもかなりそれは興味を持っていると思います。

プラス、ホームページを見ると、あれはアクセス数が結構ないとトップに上がってこないけれども、「クロマグロ遊漁」と入れると水産庁の「遊漁の部屋」がばあんとトップに出てくるんですよ。ということは、どれだけみんな見ているかということなんですよ。

○田中議長 関心が高いですよ。

○菅原委員 関心が高いと思います。だから早急に変えても全然大丈夫ではないかと思えます。

○中島委員 先ほどこっちと言いました遊漁船業の方ですよ。ダブルで出してもらうことが制度的に可能なのか。法律が一つあって、更に委員会指示で屋上屋を重ねる、それが制度的にどうなのかなという疑問を私は持っています。その辺の整理はしていただけたらと思います。

○城崎室長 業務規程にいろいろ書かれることはありますけれども、遊漁船業法で事業者に課されている義務とこちらの委員会指示と、私はそこは重なりではないと思っています。確認はしますけれども。どちらかというと、委員会指示でどこまで遊漁者の方に——委員会指示というのは採捕者にかかる指示だとこれまで御説明してきましたけれども、それプラス遊漁者、遊漁船業者あるいは船舶の所有者に委員会指示がかかるということは、やはり整理しなくてはいけないと思っています。クロマグロ遊漁は、陸地から釣る方もいらっしゃるかもしれませんが、ほぼ船から釣るので、クロマグロ遊漁の実態を把握する上ではやはり船舶は不可分なので、そこで船の人たちに協力をもらう、そこはできるだろうと思っているので、委員会指示であえて遊漁船業者にも、遊漁の関係者ということで、遊漁船業者にもと考えておるんですね。

なので、これまでも遊漁船の船長さんから報告させた方がクロスチェックになっていいのではないかという話もございました。それは広調委本体でもありましたが、遊漁船業法の趣旨に照らすとそこは本分ではないので難しいと思いますが、という話もさせてもらってきています。改めてその考えは整理したいと思いますけれども、現状はそうように考えております。

○中島委員 よろしく願いいたします。

○高田委員 今、言われたように、遊漁船の方にもちょっと聞いたんですよ。そうしたら、

それはやぶさかではないと。

もう一つは、プレジャーボート。これもこれからやるとなると、そこはやはり遊漁者だけでなくプレジャーボートの所有者なりからももらうというか、そのようにしておいた方がいいという意見が多かったです。

○城崎室長 遊漁船の関係者、船長さんからもそういう前向きな御意見が頂けると、私もが制度設計するときも非常に参考になりますので、貴重な意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 公平性の観点から言うと、遊漁船業者が届出しなければいけないならプレジャーボートも届出しなければ不公平ですよ。そういうことですよね。

○中島委員 遊適法に基づいての業務規程がありますから、私の考えは、むしろ法律があるんだから、今までそこでマグロが揚がっていなかったのは、マグロを揚げて届出をしるよというのが筋かなとは思います。

○城崎室長 業務規程は遊漁者の利用の安全の観点で、今のクロマグロ遊漁の管理は資源管理の観点なので、遊漁船業法が資源管理の観点に全然手を着けていないわけではないんですけれども、遊漁船業法の本分は利用者への安全運行なので、そこに違ったものを乗せるとなると、それこそ法律の趣旨に照らしてどうなのかという議論になってくるので……

○中島委員 ちょっとよろしいですか。

その点に関して、業務規程令を水産庁で出されていますけれども、その中で委員会指示に従えやというのは、業務責任者なり事業者が遊漁者にちゃんと説明しますよというつくりになっていますよね。そこがあるからこそ農林水産省で管理している法律だろうと思うんですよ。そこがないのであれば国交省に任せればいいんだから。

○城崎室長 そうです。なので今回いろいろな裏付け命令の事例も御紹介していますけれども、そこには遊漁船が絡んでいる場合もあって、そういう場合に、その違反に至った経緯として遊漁船業者がクロマグロの委員会指示のあることを釣り人に事前にちゃんと知らせていたかどうかは確認していて、もしそこで知らせていないのであれば、遊漁船業法上のいろいろな処罰がかかりますということになっているので、その部分ではきちんと機能していると思っています。

○中島委員 その整理というか、せっかくこの法律があるんだから、そこはうまく具合に活用すべきだろうと私は思います。

○城崎室長 分かりました。ありがとうございます。

○水川課長 若干補足すると、正におっしゃるとおりきちんと整理しなければいけないということと、遊漁船業法に基づいた措置が取り得るなら、それはそれで追及すべきだと思うのはおっしゃるとおりです。

遊漁船業法の立て付けから言うと、都道府県への登録ということであって、業務改善命令を出すにしても報告聴取するにしても、それは都道府県の事務という位置付けがある。一方で、これはクロマグロの遊漁をするときの管理手法として、広調委指示という枠組みを使ってやろうという話なので、どちらもいさせる面はあるのかなと思っています。いずれにしても整理が必要ですけども。

必ずしもどちらかを排除してどちらかだけということではないのかなとは思っています。

○森委員 例えば違反があった場合に、遊漁船業の適正化に関する法律で業務改善命令なり何なり罰則がかかる。委員会の方でも罰則がかかる。一つの違反に対して二重に罰則がかかる状態というのは、大丈夫なんですか。

○中島委員 それは、そうですね。

○水川課長 正にそういうことをきちんと整理していかなければいけないんだろう、そういう御指摘を頂いていると理解しています。どの違反を見るのかということにもなると思うし。

○田中議長 違反の種類ですね。

○水川課長 あと、まず裏付け命令なので、裏付け命令に違反したときに初めて実際の罰則がかかる。一方で、遊漁船業法の場合は、1回の違反で業務改善命令という行政処分が突然出る可能性もあるし、罰則にいく可能性もあるので、やった違反の中身とか重さとか、そういったものでも多分対応は変わってくるだろうと思います。

ただ、大事な御指摘を頂いていると思うので、そこは整理したいと思います。

○森委員 もう一点、船舶に当てはまらないかもしれませんが、カヤック等で釣りをする人たちが最近増えているんですね。何ならSUP、サーフボードみたいなものに乗って釣りをする人たちもいる。この辺は登録していただくのかどうか議論しておいた方がいいのかなと思います。

そもそもSUPに番号が付いているのかどうかも私、把握していないので申し訳ないんですけども。

○菅原委員 SUPは全くないんじゃないですかね。

○中島委員 そこは、遊漁者個人としての届出という形になるんでしょうね。

○菅原委員 ただ、やる人がいるのかなという。

○桜井委員 いますよ。

○森委員 います。トラブルになっています。

○柏瀬委員 ユーチューブ等にもいっぱい上がっていて。

○中島委員 マグロをやっているかどうかは分からないけれども。

○桜井委員 そういう人に限ってインターネットに上げるので。「引っ張られて進んでいっちゃうー」という動画を。

○柏瀬委員 陸っぱり、岸からのマグロ釣りも。それと同じような考えなのかなという。

○桜井委員 岸の延長ですよ。ただ、確かに、届出したときにそれが分かるようにしておく方がよいと思います。陸で釣っているのか、カヤック等の小さいので釣っているのか。

○柏瀬委員 届出制の時期ですけれども、皆さんから意見があったように、私もできるだけ早い方がいいと思うんですけれども、そのスピード感なんですけれども、やはり早くやって実効性がなければ意味がないということで、結構私、いろいろな釣り人を見ていて善良な釣り人だけではないと思っていて、余り急いで届出制を導入すると、やはり拒否反応というか、「また規制されたよ」みたいに感じて実効性が失われるのではないかという心配があって、導入するときにはどのように、さっき言いましたけれども、持続可能性もセットで啓発して、クロマグロの釣りをする人たちは率先して届出をした方がいいんだという啓発もセットでやっていくべき。

それは我々釣り界の方の仕事なのかもしれませんが、そこら辺のスピード感はちょっと微妙だなと。余り急ぎ過ぎても拒否反応が出て、実効性が失われるのはちょっと心配だなという気はします。

○田中議長 私、今の点に関してちょっと気になったことがあって、途中で入れると前半のものは無届けで後半のものは届け出なければいけないという不公平が出て、また駄目だという口実を与えるという。

○柏瀬委員 管理年度の途中でやるとということですか。

○田中議長 そうそう。それがちょっと心配だったんですけれども。

○桜井委員 ただ、それは前回議論して、たしか水産庁さんが答えられていましたよね。届出制導入前は、それはそれで採捕報告で管理して……

○城崎室長 もちろん、そうです。それにしても、期間内にいろいろあると混乱するよという意見もあったんですね。もちろん、いつであろうが4月から今までの報告義務はその

ままずっとかかるのことになります。一番初めから適用されるのか、それとも途中からオンされるのか、それで混乱なくできるのか、それが今の議論なんだと思います。

○森委員 私個人の意見としては、管理期間の初めから、4月から開始がいいと思うので、それは今度の4月からやれるのであればやればよいと思いますし、それが無理なら途中からではなくその次。周知期間を1年と長く見てもいいのかなとは思いますが。

○桜井委員 ただ、遊漁側の意見を言うと、届出制が遅れる＝TAC管理に移行するとか私たち遊漁の枠等の話が後ろ倒しになるので。

○菅原委員 そう、後ろになってしまうんですね。

○桜井委員 途中であってもなるべく早くして、全体量を把握した方が遊漁者にとってはいいですね。

○水川課長 1点、認識されているとは思いますが、念のため。

年度の初めからという御意見、これは二つあると思うんですね。令和7年——今年4月からと、令和8年4月からということですが、もし今年4月からやるとすると、今、皆さんは専門部会ですが、広域漁業調整委員会の指示は3月に出るんです。そこで初めて「では、令和7年4月からやろう」となると、周知期間は1か月もないので、それを御認識の上で、それでも早くということなのか、そういうことではないのか、もし皆さんがそこを認識されていないのであれば、念のため申し上げておきます。

○田中議長 2月25日に決めなければいけないんです、うちの方は。

○桜井委員 その認識はしているので、私が言っているのは例1の話です。

この例1で書かれているのは、今、おっしゃっている次の広調委の指示をという意味ですよ。今、森委員がおっしゃったのは、2月の広調委のときに出すけれども4月からということですよ。それだと、やはりちょっと。——いや、広調委を早く開いてくれてというの、もしできれば。

○田中議長 それは無理。

○桜井委員 それが無理なもの分かっているので、まあ1番かなと。

○菅原委員 私も4月1日からやるのが一番だと思っているんですね。

ちょっと余談になるけれども、前回も遊漁室の方々には、この専門部会ができるというもの、「何でもっと早く動かないの」と言っていたのにどんどん遅れていって、夏頃にできると言っていたのが結局出来上がったのは冬じゃないですか。その遅れがあるからこうなっている。

水産庁さんの仕事量が増えてしまうのは非常に申し訳ないと思うんだけど、そこをきちんとというか、まず紙ベースでいいんだから、システムができないのはもう分かったんだから、紙ベースでいいから集めてアバウトでいいから全体像を見ていくと、これが月別の管理でいいのか、海域に分けた方がいいのかといったところも多少見えてくるではないですか。同じように、釣り人がどれぐらいいるのかもそうだけれども、プレジャーボートがどれぐらいいるのかも見えてくるではないですか。その部分では、とにかく早急にやって。

「クロマグロ遊漁の部屋」を見ている人たちがいるんだから、「令和7管理年度からこうなる予定です」ぐらいのことを書いておいて、あと広調委で決まったらぼんと出してしまえば。釣り人サイドでは、多分何も支障なくいくと思います。

○桜井委員 菅原委員、さすがですよ。さっき2月に広調委があるのを分かっているんですよみたいな話で、私は腹の中では「いや、この専門部会がもっと早くできると言っていたから4月からと思っていたのに」と、それは我慢して言わないでいたことを今、言われたので。

早い方がいいし切りがいいのがいいけれども、実務上、やはり例1になってしまうのかなと思います。

○菅原委員 大変なのは分かるけれども。

○森委員 実務上、一番早いので6月、7月頃という話ですか。

○城崎室長 いえ、4月からと決めて運用も4月からというのが最短で、菅原委員にも御意見を頂いたと思います。

ただ、そういうアイデアもありつつ桜井委員は、アナウンスは4月だけれども、それから周知だとか準備をして実際の運用は6月ぐらいからという。

○田中議長 遡って承認するというのは。

○桜井委員 みんな4月がいいんですけれども、無理じゃないかと。

○森委員 例えばアプリ等ができるのは今年末という話ですものね。

○城崎室長 アプリはですね。

○菅原委員 紙ベースの届出しかなくなるんですよ。

○城崎室長 確かにアプリが年末にできるという目論見は立ててはいますけれども、そのアプリができないと届出制度を始められないかという議論ではないと思います。そこは違うので、何か事情があってアプリが年末にできなくて、年が明けてしまうこともあるわけで

すけれども、それはもう、例えば1月1日からやるんだとなれば、そのときはメールベースでやらざるを得ないと思います。受ける方の手間が大なり小なりあるのは、そこはもう私どもは腹積もりはしているので、あとは周知のタイミング。4月に「やりますよ」と表明して4月からもう始まるのか、それとも4月に「やります」と言って夏・秋口からやるという桜井委員の話なのか、それとも、桜井委員のバージョンでいくと採捕報告は始まっているけれども途中で届出制がぽんと入るから、混乱するという話であれば、森委員の言われるように令和8年4月から全部一緒に切り替えた方がいいのではないかという、そういう幾つかのバリエーションがあると思うので。

どの場面でもやることは変わらないというか、大なり小なりあるだけです。あとはどういうふうソフトランディングするか。やることはもう決まっているんだけど、みんなの周知を踏まえてソフトランディングでやった方がいいよというのが多分、柏瀬委員がおっしゃったことで。

その辺が、総論は賛成で分かっているけれども若干ばらついているので、それをどのように収れんさせていくのかだと思います。

○柏瀬委員 例えばですけれども、私がちょっと気になっているのは、実際に遊漁の方もTAC管理に組み入れていくという話が冒頭でありましたけれども、今回のこの届出制を出すタイミングによってTACの方のスケジュールが、例えばこの届出制が1年遅れるのであればTACの管理も1年遅れるとか、そういう影響はどうなんですか。

○水川課長 それは何とも言えません。必ずそうなるとも言えないし、そうならないとも言えませんけれども、届出制という、言わば今まで不特定多数の人がやっていることしか分からなかった状態から一歩抜けます。では、届出制で終わりなのかということ、多分そうではないと思うんですね。次の段階の管理として何が必要なのかという議論がなされると思うんですよ。その次のステップの議論がどういうスピード感でなされるかによって、TAC化される、されないという時期も変わってくるわけですね。

今のこのファーストステップの届出制のタイミングによって、TACも含めてその後のことが全て決まるといったことではないと思います。

ただ、どなたかおっしゃったように、届出制という今までなかった管理に踏み込むことが、今回の資料の11ページに付けていますけれども、「全体像も何も分からないではないか」という水政審の意見に対する一つの回答にはなると思うんですね。そういう意味では、しっかりしたTAC管理への一歩という意味は持つと思います。ただ、繰り返しになりま

すけれども、1年遅れたから、TAC化されて遊漁枠が設定されるのも必ず1年遅れますとか、そんな単純な話ではないことだけは申し上げておきたいと思います。

○城崎室長 補足しますけれども、そういう意味では、先ほどの資料の中に沿岸クロマグロ漁業のスケジュールを付けました。その際、補足しましたけれども、沿岸クロマグロ漁業のやり方に倣えば、クロマグロ遊漁も届出制からすぐ承認制になってTACとかそういうふうになるんだと思うかもしれませんが、そうではない、漁業と遊漁では全然状況が違いますということもお話ししています。

もちろん先ほど来、届出制が遅れることでどうなるんだと。確かにロードマップ上は、それなりの期間を区切ってTAC管理に入っていくんだと書いてありますけれども、そこがどういうふうに進んでいくかは、これまで申し上げているように現状と将来像が余りにも違うので、まずはその取っかかりで届出制を導入しようと言っていて、今、課長が御説明したように、それを踏まえないと次にどう行くのか、それが承認制になるのかどうか、それとも広調委ではもう駄目で、先ほどおっしゃったように何か違う仕組みで物事を作らないと、もう広調委指示の限界論だとなるかもしれません。

それも飽くまでも想定範囲でしかなくて、そういう議論のきっかけに、まずは届出制を導入するということなので、まずはそこに注力することによってよろしいのではないかと私は思います。

○桜井委員 私も当初と状況が変わってきたなと思うのは、資源管理のロードマップ上だと漁業者と同等の管理になる。これは届出制の後にそれこそ登録制になっていくというのが遊漁に来るだろうなと思っていたんですけれども、そうとも限らないなと。今日の資料にもありましたけれども、本当にTAC管理に移行すべきか、ほかのやり方があるのではないかというのもまず論点としてあると思うので、この届出制の導入の趣旨とか目的を、飽くまで全体像の把握、実態の把握だと釣り業界が発信していくことが大事だと思うんですよ。

資源管理のロードマップ上、登録制になりますよとか、届出しないと釣りができなくなって、要は既得権益化してしまうと取られると、今度は逆に釣りをしないのに届出をしておこうという人たちも出てきてしまって、そうすると実態の把握がしにくくなるなど。当初は私も、どちらかというと登録制に移行するかなと思っていたんですけれども、それが本当に正しいか、ここまで毎年状況が違っていると分からないと思うので、そういう発信は気を付けたいし、かといって、先延ばししたり後にしても多分いいことは余らないと思うんで

す。であれば、影響が出ない範囲でなるべく早くやった方がいいというのが意見です。

○柏瀬委員 確かにデータを、まずは実態を把握しなくてはいけないので、そのデータ集めは早ければ早い方がいいと思います。

○菅原委員 最終的にこれである程度、アバウトだけれども全体像を把握するための資料を作るわけですから。これから先、いろいろな議論をしていかななくてはいけないと思うんですけども、そのたたき台を作るためのものだから、これが遅れば遅れるほどその議論がどんどん遅れていくんですよね。

ということは、非常に申し訳ないけれども、私の個人的な意見で言ったらもう早急にやって、ある程度こういう資料の中にあるようなフォーマットがあるわけだから、出す、出さないは釣り人だとかプレジャーの人たちだとか遊漁船業の人たちのあれだけれども、ホームページ上にぼんっとこのようなものを張り付けてさえおけば、紙ベースでこれが来るではないですか。やはり遊漁者からすると、クロマグロの遊漁に行く人間は絶対そういうショップに行っていますよね。多分これは間違いなく、言い方は悪いかもしれないけれども、上州屋さんに行っている人でクロマグロやるのかといたら、私は何となく疑問符を持つんですよ。多分プロショップとかそういうところに行っている人たちだから、広めるのは割と楽だと思うんですね。

○森委員 周知は早いと思います。

○菅原委員 早いですよね。

○森委員 「今年4月から登録制になります。ちゃんと申し込んでください」と言ったら、多分4月までに99%の人には伝わると思います。

○菅原委員 あとは、それを管理するのはシステムではなく紙ベースだから、その管理の仕方は「水産庁さん、大変でしょうけれどもやってください」というのが本音です。

○桜井委員 システムの方は多分どうにでもなるのでいいと思うんですけども、広調委が2月末ですよ。いつ水産庁がオフィシャルに遊漁者に伝えられるかだと思うんですよ。例えば2月末に、より早く伝えることはできるんですか。もし4月1日にやるとしたら。

○城崎室長 この合同会議は公開ですから、今、傍聴されている方がいる。そして議事録も公開するので、その議事録なり結果報告でホームページなりでの状況報告はできると思います。それは公式なものではなくて、飽くまでも検討の状況ですということ。

○森委員 「こうなる可能性が高いですから準備しておいてください」ということは、言っても大丈夫なんですか。

○城崎室長 こういう議論が行われていますというのがあって、それがどこまでの確度を持っているんだという話だと思います。

○桜井委員 そういう意味で言うと、「届出制が導入される見込みです」ぐらいを水産庁から言えれば、私は4月1日からでも間に合うと思います。言えれば。

○水川課長 それは立て付け上、言えないと思います。飽くまで広調委の検討になるので。

○桜井委員 となると、どうしても6月ぐらいになってしまうなど。

○桜井委員 何を懸念しているかというのと、この届出制が、届出をしていなくて採捕報告しても、特段罰則とか違反は今はないという理解で合っていますよね。となったときに、余り始まりをぎゅっとやり過ぎてしまって、例えば4月1日とか2日から釣りに行く人たちの登録が漏れたとかいうことが、周知が短いせいで形骸化してしまうことを私は一番恐れているので、その数か月のリスクを取る必要あるんだっけというのが気になっています。

○菅原委員 「可能な限りここまでに提出してくださいよ」というような書き方になるだろうけれども……

○桜井委員 やはり周知期間が短過ぎる。

○菅原委員 これは本当に、ホームページの「クロマグロ遊漁の部屋」もあるではないですか。「今、こういう議論をされていますよ」というのは載せられないんですか。

○城崎室長 それは、議事録ということで載せています。

○菅原委員 私たちも仲間たちに「もう間違いなく4月1日からなりそうだよ」というのは伝えられるんですよ。幾らでも伝えられるんですよ。

○桜井委員 ただ、もうちょっと実務的なところで言うと、書き起こしの議事録以外にこういった資料で、我々が4月から早急に届出制を導入すべきだ、されるだろうというのをこういうフォーマットで載せてもらえるんだったら、周知できると思うんですよ。ただ、私は多分そこまではできないのではないかと考えていて。

○菅原委員 でも、議事録が公開になってしまったら、その……

○桜井委員 議事録を釣り人が見るかというのと……

○菅原委員 全員見るかといったら、私もそれは疑問なんですね。

○桜井委員 そこを頑張る必要があるのなとすごく思って。

もちろん私も4月がいいですよ、切りがいいので。

○水川課長 今、話が出たので補足すると、正に8ページの(6)にあるように、届出し

ていなかった人が知らなくて、あるいは知っていてかもしれませんが、届出していない人がクロマグロを釣った場合にどうするのかという話とも絡むわけですね。基本的には、やる人は届け出なさいと言っているんだから、届出もしないのに釣った人は裏付け命令が出て、それに違反したら処分というのが普通だと思うんですけども、そういうところまでいく話を、僅か1か月あるかないかの周知と準備で、釣り人の皆さんに「決まったんだからやれ。知っているだろう」とするのが正しいのか、適切なのかを議論の一つとして頂くのかなとは思っています。

○桜井委員 故意ではなく、普通に知りませんでしたというのが一定数発生してしまうと、水産庁さんとしても「知らなかった」と言われてしまえば、それをわざわざ裏付け命令ではならないと思う。そうするとスタートが形骸化したり、「何だ、余り見ないな、許してもらえるんだ」となるんだったら。

○田中議長 そうなんですよ。

○菅原委員 その話を言い出したら、たとえ1年後にシステムができたからそこで移行しますよといっても、同じことが起きると思うんですよ。どこまでいっても同じことが起きると思う。

○森委員 知らなかったという人は出てくる。

○菅原委員 それは多分、ここから1年やっても一だって実際問題、それに興味がある人たちしか見ていないわけですよ。中には防波堤でしか釣りしたことがない人たちが「俺ももしかしたら釣れるかもしれない」と届出を出すのは、「こんなこと知らなかったよ」と言って、実際に、それまで陸っぱりでしか釣りしたことのない人が実際に遊漁船に乗ったら「あら、釣れちゃった」みたいなことが起きることだってある。そういうときに「これ許可制なんだけど、出してる？」「届出、出していますか」と言われて「いや、知らなかった」というのは、多分どこまでいっても起きる話です。

○城崎室長 ですからそこは、届出をしなかった言い訳を、知らなかったという言い訳をさせないタームがどれぐらいかということで、先ほど私、沿岸クロマグロ漁業は余り参考になりませんというお話をしましたけれども、沿岸クロマグロ漁業のときは3月3日に広調委指示でやりますと決まって、そこはもう広調委として判断した。そして実際4月1日の有効期間を迎えて、7月から始まります、6月20日までに届出を出してくださいということで、3月3日の広調委から数えたら三月ちょっとの周知期間があったんです。それで入っていった。

なので、多分それぐらいの期間を置くと「知らなかった」というのはもう言い訳でしかないよねとなると思うんですね。漁業の場合はそういうタームでやってきた。それはそれなりに組織がある中で、それなりに情報がぱっと入る中でやってきた。

他方、釣りの場合には個人個人にどうやって情報を伝えるか、それこそ遊漁メディアなり釣り業界の方のお力を使わないと多分伝わっていかないんだけど、どれぐらい伝わるのか。それは多分、伝わらない人には2年やっても伝わらないんでしょうけれども、さすがに1か月では伝わり切らないよねと。それを1年間持つのか半年持つのか、それぐらい持つとさすがに言い訳はきかないよねということで、「知らなかった」となればもう裏付け命令だという話になるんでしょうけれども。

その周知期間がすごく短いときに、桜井委員がおっしゃったように「知らなくて当然じゃないか」と言われたときに抗弁できるか、抗弁できるぐらいの期間をちゃんと設けた上でやらないといけない。そこが行政側の責務でもあるので。もちろんやれというなら、そこはもうどういう状況でもやるしかないと思いますけれども、やるときにはうまく受け入れられるようにしていかないと、すぐ形骸化しても困ってしまいますし、それこそ初めに「知らない」が続出して、裏付け命令対象者が続出してしまったらどう扱うかという話も出てくると考えております。

○菅原委員 さっきから私が言っているのは、これから議論しなくてはいけないいろいろなことを考えるためにも、全体像を見るために、紙ベースでアバウトな状態でいいから把握した方がいいのではないですかと。正式なものは、そこで一応やってくださいねと言っていて、だから委員会命令がどうのこうのといったことはさて置いて、令和8管理年度からシステム化されて管理するんだったら、そこではびっしりとなるから、その手前でダブルでどんどん周知していくような形を取れば、とにかく話を止めてしまうと、把握できなかつたら結局また何の議論も起きなくなってしまうと、もう後手後手に回るだけの話だと思うんですね。

○森委員 これは初年度だけ罰則なしで届けてもらうことはできませんか。

○城崎室長 そこもまた御議論いただきたい部分です。先ほど資料8ページの(6)未届者への対応ということで、釣りをするなら届け出ろ、届け出ないなら釣りをするな、そういうシンプルな言い方をしましたけれども、その間に、届出を忘れたけれども釣ってしまったとか、そういうことが出てくるので、そういう扱いをどうするかも当然議論になるかと思います。

○柏瀬委員　ちなみに、この届出制を確実に導入しますと公式に言えるのは、やはり広調委で結論が出なければ駄目ではないですか。例えば今度2月の末にある広調委で、次管理年度からではなくてその1年後からという決定もできるんですか。

○城崎室長　それはできます。例えば、この合同会議の開催は去年の春の広調委で、クロマグロ遊漁については専門の部会を設けたいと思いますと紹介して、詳しくは秋の広調委で提案させてもらいますと言ったのが去年12月ぐらいです。それから今日にいたる段取りになってきているので、春の広調委で「届出制は導入します。でも、これこれこういうスケジュール感でやります」と打ち出す判断をすることはできると思います。

○柏瀬委員　そうすると、いつから届出制を明確に導入しますよと公に言えるようになるということですね。

ですから、いずれにせよ2月末の広調委で届出制は導入されますと決定しました、それでいつからやるかも決定していただいて、その周知期間をどれぐらい取るかはこれから議論になると思いますけれども、いずれにせよ、これに関しては2月末の広調委で決めていただかなくてはならないということですものね。

○田中議長　まだ決めなくても——決めたいと思っていますが。

○中島委員　皆さんに叱られるかもしれませんが、実務を考えると私の案は、2月の広調委で「来年度、こういう検討をやります」そして11月に広調委がありますから、4月からの委員会指示を11月の広調委で変更して、届出については来年4月1日から実施します。要するに、猶予期間を置いて。それぐらいの事務だったらできるのではないですか。

○水川課長　やり方としては、できます。

○中島委員　1年間ありますから。

○菅原委員　多分、水産庁さんとしてはそれが一番楽なんだろうけれども。

○中島委員　それと周知期間を考えると、やはり。これを言うと皆さんから叱られるけれども、周知期間を考えると、やはりそれぐらいが妥当なところではないかという気はします。

○桜井委員　私はむしろ、この例1が出てきているだけすごいなと実は思っていて、何で我々遊漁側が4月1日かどうか2か月で一だって、中島委員に言われてしまったではないですか。現実ベースで言ったら令和8管理年度からになってしまうので、別にこの例1でよくないですかという。むしろ結構頑張っている方だと思いますが。

○菅原委員　例1の状態ですって行って、実質上、本当の管理は令和8年4月1日にはも

う移行しますよという言い方にしてしまえば。でも、一応皆さん7月からは届を出してくださいねと。この1年間を猶予期間的な形で運用して、大まかなデータを取るようにすればどうなんですか。

○森委員 ただ、一つ懸念としては、例1で始めると初年度は紙一かeメールか分かりませんけれども、アナログ的なやり方で提出する、そして次からアプリか何かができるという、何かすぐやり方が変わるのも混乱させてしまうのかなと。

○菅原委員 それは「今、こういうシステムを作っています。いずれ移行しますから、こういうものを登録していかなければいけないんです」と。今回はまだデータベースのシステムが出来上がっていないから、申し訳ないけれども皆さん紙ベースで、FAX若しくはPDFで送ってくださいとか。

○森委員 それは我々が遊漁者に対して、何でこれを急いだからちゃんと説明しないと、遊漁者からは「だったら来年からやればよかったのに、何で」と言われかねないと思うので。

○菅原委員 そこは、要は全体像が把握できていないからだ。実際クロマグロを狙う遊漁者がどれぐらいいるのか、やる遊漁船がいるのか、プレジャーボートがいるのかということを書いていって、そこに対してどうのこうの言う人はいるのかなと。

○城崎室長 総論では反対される方はいないと思うんです。ただ、それをどううまくやるか。今の森委員の話だと、1回紙でやったものをアプリができたときにはアプリにもう一回入れ直さなくてはいけない。多分そこは私どもの方でアプリに入れることは多分できないと思うので、「アプリに切り変わったのでもう一回改めてお願いします」と言わなくてはいけないような気がします。

○菅原委員 ちょっと聞いていいですか。

これ、1回登録したらエンドレスという話なんですか。そうじゃないでしょう。

○城崎室長 あ、そこはそうかもしれません。

○菅原委員 毎年毎年それは発生するものだと思います、これは遊漁者も遊漁船業者もプレジャーの人間も、毎年毎年それをやらなければいけないということだったら。それを紙ベースではなくデータベースで処理しますよ、アプリで処理しますよ、もっと簡易的にできるようにしましたと言ったら、それに対して「何で面倒くせえこと」と言う人はいないでしょう。

○桜井委員 私、ずっと黙っていたんですけども、システムの話は多分置いておいてもよくて、むしろ紙でなくても入力フォームでやればアプリを作る前からできまして、そも

そも採捕報告も、LINE、ウェブのブラウザから入力する、アプリと基本的にはどんどん増えて変更してきた過去がありますけれども、採捕報告に関しても基本的にはこれまで普通に皆さんやっていたでいて、むしろ採捕報告よりも届出は報告の頻度が少ないので、そんなに負担にならなくて、それで先ほど来、出ているページ後ろの水政審の議事録で漁業者の委員が言っているように「遊漁枠はまず無理です。なぜなら総量把握、実態把握ができていないから」となるので、普通に遊漁者の方たちに私たちが説明するとすれば、遊漁の枠であったり釣れる量、時期を増やすには確かになるべく早い方がよくて、それに抵抗を感じる釣り人、いますかね。

○森委員 説明すれば納得すると思います。

○桜井委員 ですよね。その説明は、するイメージでいいんですかね。

○中島委員 ちょっといいですか。

届出のタイミングを今から議論することになっていますよね。釣り人の方の。毎週やるのか数日前までにやるのか、そういうことも含めて議論した方がいいような気がします。私は年に1回でいいと思っているけれども。

○森委員 届出のタイミングは、私は海外のライセンスみたいに年1というイメージでいるんですけども、逆にほかの……

○桜井委員 ①の議論を片付けてしまった方がいい気がします。

○田中議長 ここを行かないと次に行けない。

○桜井委員 さっき若干②に入りつつあるなと思っていたら、①が以外に。あ、みんなそんなに……、別によくない？ と思って聞いていて。

○田中議長 届出の開始時期ですけども、例えば来年度は試行期間みたいなことはできないんですか。自主登録期間。

○桜井委員 できると思うんですけども、そうなったときに「登録しなくていいや」とか、とにかく漏れてしまうと余り意味ないと私は思って。

○田中議長 そうなんだけれども、インセンティブを与えるには。令和8年度から実施するというときに……

○菅原委員 実施サイドの話でしょう。例えば委員会指示がどうのこうのというところまで踏み込むのかといたら、令和7管理年度は試行期間だから、本チャンになる令和8年度からは委員会指示も当然加わるけれども、そこまではとにかく、それこそ性善説を見てもみましょうよと。どれだけの人たちがクロマグロ遊漁をやる届出を出してくれるかを見る

だけの期間でいいと思うんですけれども。

それはある程度こちらで「ここからこういう運用をしたいんです」と広調委に上げれば、それで議論していただければいいのではないかと私は思うんですけれども。駄目ですか。

○城崎室長 今、菅原委員がおっしゃったのは、例えば猶予期間的なものを設けて、その間にどんどんやってみる、でも、それこそ桜井委員がおっしゃるように「猶予期間なんだから、やらなくてもいいんだよね」という人が出てくると、猶予期間が長ければ長いほど形骸化する端緒になりかねない、そういうお話ですよ。

○桜井委員 あと、基本的に私の個人的な考えとしては、釣り人とか遊漁者の権利という意味でいくと、制度とかルールというのはなるべくシンプルで分かりやすい方がいい。例外とか試行というのは、それを受け手の人たちがどこまで考えてくれるかということと本当に多岐にわたると思うんです。であれば普通に、もう最短6月から入れられるのであれば今年度は、それは届出制ですが、一番シンプル。

○菅原委員 感覚的に、試行期間というのは対外的には出さなければいいということですよ、そうなんです。

○中島委員 届出だけで委員会指示を出して、ほわっとした対応をしていくとか。断片的に。

○田中議長 そうですよ、二本立てになる。

○水川課長 技術的にはできます。

○桜井委員 私もずっとこの活動をしていますけれども、本当にいろいろな地域に行って、意識が高いと思って質問してこられる船長さん、あるいは釣り人の皆さん、よくよく話を聞いていると制度、ルールがあることは分かっているんだけど、やはり細かいところは結構知らないんですよ。

例えば昨年で言っても、いまだに採捕報告の義務は船長に課されていると思っている人が現場にもいたりして、でも、それはほかにも分かる人がいるからどうにか修正されてちゃんと成り立ちますけれども、そういう実態で、1か月で一般個人に周知するというのは、現場で見聞きしたりしている感覚で言うと、あ、何か分からない人が増えてしまいそうだなと。そして分からない人が増えると、さっきのように言い訳されて、「知りませんでした」みたいになってしまうと、せっかくのスタートなのにと。むしろ二、三か月でもちょっと早いのではないかという気さえしているけれども、そこは水産庁も我々も頑張るということで、例1。

○森委員 多分、住んでいる場所等によって。年間にこの時期しかクロマグロをやらないという人たちも大勢いると思うんですよ。地元で泳いでくる時期だけ。そういう人たちは多分その期間のちょっと前ぐらいからクロマグロのスイッチが入って「遊漁の部屋」を見に行ってみたりとか。やはり情報収集を始める期間が限られてくるので、そういう方のことを考えると、理想はやはり周知期間1年間なんですけれども、早い方がいいというのであれば広報を頑張って、3か月ぐらいで何とか。

○中島委員 私は1年案だな。

○城崎室長 「クロマグロ遊漁の部屋」の閲覧率は非常に高いと思います。クロマグロ遊漁への関心を持っている方にとっては。

確かに今は、もう見る価値がないと思われるかもしれません。今、もう終わってしまっているのです。でも4月になると、やはり日々日々見ることになるし、そこは多分、森委員がおっしゃるように、日々見るけれども、自分が行く頃にならないと見ない人は多いかもしれません。周年ずっとウォッチしている人ももちろんいらっしゃると思いますけれども、自分が行く頃にどうなっているのか、特に周年、オリンピック方式ではなく、期間、期間になっていくので、確かにそういう意味では、端境期に見てくれるかというところはありますね。

○桜井委員 3月の1か月間は今、禁止ですし、もともと釣れるエリアも限定的で、クロマグロ遊漁の……、ここ数年はシーズン化していますけれども、やはり夏から冬にかけて日本海で釣れるというのが市場としてはボリュームがあるので、そう考えると、4月に解禁になったとき等も含めて周知していんで、6月、7月としてもらえばいいかなと。

○森委員 皆さん入りに行く前に、そういうルールを確認するくせはついてきているのかなとは思いますが。

○柏瀬委員 いや……、私は結構乗合船に乗るんですよ。新潟とか。乗合船に乗って周りの釣り人とか船長の話の聞いていると、まあまあレベルが低いなという……。確かに特殊な釣りですけども、今、意外と手の届くところにマグロが結構いるので、乗合船なんか乗ると「昨日道具を買ってきて今日乗ったんだよ」みたいな人もいたりする。だから、周知期間はある程度、どの程度か分かりませんが、確保しないとイケないなと思っています。

○桜井委員 では、柏瀬委員、森委員はいつだったらよさそうですか。

○柏瀬委員 周知期間が間に合うのであればなるべく早い方がいいというのは同感なんで

すよ。ただ、それが6月、7月なのか来年度なのかは……

○桜井委員 でも、1年先延ばししてしまうと本当に大分変わってしまう。

○菅原委員 私が思うのは、自分のエリアに来たときだけしかクロマグロをやらないという人は、そのクロマグロしか追い掛けない人はごく少数でしょう。クロマグロが来たときはやるけれども、それ以外のときはほかのことはやっているよという人もいますでしょう。

そういう人に周知させるのは、恐らく「遊漁の部屋」だけでの周知なんて無理だから、それはやはり漁協さんにも当然協力していただいて、なおかつショップにも協力していただいてというと、意外と私は周知は速いと思うんですよね。「こうしなければ駄目なんだよ」と……

○柏瀬委員 でも、さすがに2月末の広調委で発表して4月1日というのは厳しいと私は思います。

○菅原委員 だから、4月1日から始まる中の—4月1日でなくたっていいんですよ。私の中で思っているのは、何回も言うように、アバウトな全体像が見えなかったらここから先の議論ができなくなるから、そのアバウトな全体像が見たいだけなんです。欲しいの、いろいろなデータが。そう思うんですよ。

○田中議長 なかなか議論が……

○桜井委員 では、例1でいいですか。

○菅原委員 例1でいいです。

○田中議長 あ、そうですか。

○柏瀬委員 あとは水産庁さんも我々も広報を頑張るというか。

○田中議長 私の拙い経験で申し上げますと、漁業の方がこんな短期間で周知された例はないと思います。もう何年も同じような質問を受けました、私。

○菅原委員 そうですね。

○田中議長 個人的に大学に電話がかかってきたり、漁業者の代表が来てああだこうださんざん悪口を言って帰ったようなことが、もう50回ぐらいあります。

○桜井委員 なので、なるべく早くがいいかと思います。

○田中議長 やってもなかなかすぐには周知できないというか、もうどうしても漏れは出てしまうので。さっきお話しされていましたが、細かいルールまでなかなか分からないんですよ。本当に。

○桜井委員 これが仮に二、三月の周知で登録期間が6月の1か月間しかないなら、今の

議論をしてもいいと思うんですけども、2月末、3月からずっと周知し続けて、例えば7月、8月に釣りに行こうと思った人が調べたら「あ、届出制始まっているんだ。届け出ないと」となると思うので、そんなに影響はないと思います。

○森委員 例えば4月からもう届出を受け付ける状態にはできるんですか。例えば6月から義務になったとしても。

○田中議長 そこは試行期間みたいなものが入らないと。自主的に登録してくださいと水産庁がお願いして、ホームページか何かでやるという手はなくはない。

○菅原委員 フォーマットが出来上がればいいわけですよね。

○桜井委員 それだし、やはり4月1・2・3日に集中する人たちが、実務上は3月下旬には知っていて登録しないといけないのが、いや、間に合うのかなという。

○菅原委員 多分大丈夫だと思います。大丈夫というか、だって……

○桜井委員 いや、私も大丈夫だとは思いますが、それは別に。

○菅原委員 4月1日、大体J3じゃないですか。

○森委員 受皿の方の準備が大丈夫かなという。

○菅原委員 それを聞いても、「大変けどお願いします」と言わないと。

○桜井委員 では、4月1日から始めるかはさて置き、4・5・6・7月のいずれか、要は上期ですよね。「上期に始める」で遊漁者側の人たちは賛成で、そこを課題にしておけばいいのではないですか。

○田中議長 そういう言い方もいいですね。レンジを広げる。

○桜井委員 その数か月にこだわって今日この時間が過ぎていくのは、もったいない気がします。

○菅原委員 「この日まで」と決めなくても、アバウトで。「上半期中には」とか。

○田中議長 4月から7月頃までに届出制導入ということで、よろしいですか。

(異議なし)

○田中議長 では、そういうことで。やっとな。

○中島委員 事務的に、できますか。委員会指示の中に、附則として「第○項については令和7年8月1日から適用する」と……

○田中議長 今まではね。

○中島委員 そういったやり方しかないと思うんですよね。ぼやっとなというように……。

○桜井委員 委員会指示のときは、ぼやっとせずに具体的に書けばいいのではないですか。

○田中議長 「7月末までに導入する」では。

○中島委員 「届け出なければならない。」その規定については、附則で「令和7年8月1日から適用しますよ」というような規定になると思うんですよね、実務的には。

○水川課長 時期だけならそうだと思いますけれども、その指示の中に、この後に出てくるような具体の事項も併せて書くじゃないですか。

3月までの広調委の中で、例えば、今のお話だと遅くとも7月までには届出を入れるあるいは開始するということを、広調委指示という形で出すかどうかは別にして、広調委の決め事というか、決定事項として世の中に発信することはできると思います。その上で、広調委指示という具体の形に落とす作業はちょっと切り離して、4月か5月か分かりませんが、7月までに開始するのに間に合うように指示案を詰めて、もう一回広調委を開いていただく必要があると思うけれども、それをやるということは、技術的にはできると思います。

なので、今のようなお話だと、少なくとも3月までの広調委で「遅くとも7月か8月までには届出を開始しましょう」と決定すれば、その段階から決まり事として世の中に周知することはできますから、必ずしも遅れていることにはならないのかなという印象は受けます。

○田中議長 そういうことで、7月末までには何とかするという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中議長 やっと前に進みました。ありがとうございました。

それでは、これも先ほど議論になっている届出の対象。今まで大分議論したんですけれども、遊漁船案内業者とプレジャーボートと、そのほか実際に釣りをする人の三つ、誰に出させるか。

○菅原委員 全部でいいのではないですか。

○田中議長 差し当たって。

○菅原委員 差し当たり、全部。

○田中議長 ……ということで、ありがとうございます。

次はタイミングですけれども……

○桜井委員 あ、ごめんなさい、(2)の二つ目の「・」で、いいですか。

さっき中島委員がおっしゃったときに言おうかなと思ったんですけども、要は対象者、採捕者と遊漁船業者、プレジャーで、やはり今回これは資源管理という観点での広調委の指示なので、この「ヒラマサ等の……」みたいなのは対象外で、クロマグロを採捕することを主としている人たちを対象にすることはきちんと伝えた方がいいと思っています。「クロマグロが釣れるかも」とか「釣るかも」みたいなことは、そもそも今回の趣旨に合致していないと思うので、飽くまでクロマグロを主として釣りに行く人たちに届出をお願いするということを明確に伝えていただきたいと思います。

さっきの遊適法の業務規程うんぬんだと、安全管理上、およそどの辺で何を釣っているんですかねということ届けさせていると思うんですけども、このヒラマサ等を狙っていて「マグロも釣れちゃうかも」で届けさせるのは、どちらかというと私のイメージ的には業務規程寄りの根拠な気がしていて、資源管理という意味で言うと、飽くまでクロマグロを狙う人たちを対象とすることは結構重要かなと思います。

○森委員 これは釣り人の判断だと思うんですよね。

○桜井委員 判断でいいと思います。

○森委員 マグロが釣れちゃったら持って帰りたい人は事前に登録しておかないと、逃がさなきゃいけないことになるじゃないですか。

○桜井委員 え。あ、届出していない人は。

○森委員 していないと。なので釣り人判断で、もし釣れることがあったら持って帰りたいという人は、届出するのかと。違いますか。

○菅原委員 私もそう思います。

○城崎室長 ヒラマサが主目的だと言いつつも、クロマグロが釣れる可能性が高いなら届出をしてもらうということだと思います。それは釣り人の判断でしょうけれども。

○田中議長 取りあえず、そういうことにしておいて。これは後々議論した方がいいと思うんですね。ポジティブリストとネガティブリストという考え方があるではないですか。それに似ていて、どちらを採用するのか。

○森委員 この目的が把握であれば、多分、桜井委員のお話は、すごく広く入れてしまうから全体像としてぼやけてしまうのではないかという懸念だと思うんですよ。

海外のライセンス制を見ている、サーモンがいる所ではあらかじめサーモンパーミットを買っておこうとかするのが現実だと思って。これは釣り人判断でしかできないのかなと。

○桜井委員 となると、クロマグロが釣れる可能性があったら届出してくださいねということですね。

○森委員 釣り人の自由ではないですか。ヒラマサ釣りで外道だから逃がすという人は、届出しなくても大丈夫。意図せず採捕という話だったら。

○桜井委員 クロマグロを狙いに行く人は、届出するんですよね。

○森委員 そうですね。

○桜井委員 ならば合っています。

○田中議長 そういうことでコンセンサス、よろしいですか。

(異議なし)

○田中議長 次はタイミングですけれども、先ほどは年1回、最初にやればいいという話が出ていたと思いますが。前日に行くことにする人もいるからという意見がこの間、出ていて。これはどうされますか。

○柏瀬委員 結局、実態を把握するととなると、年1回登録して10回クロマグロ釣りに行く人もいるし1日だけしか行かない人もいるし、どのくらいの頻度で行くのかを把握するのであれば、毎釣行ごとに届出制を出さなくてはいけなくなるのかなと私は認識していたんですけれども。

○森委員 これ、把握したいのが延べ人数なのか人数なのかで多分変わると思うんですよね。

○菅原委員 私の考え方を言っているんですか。

基本的に、年間やる人が総数でどれだけいるのかは、年間ベースであれなんですね。どのエリアに人が行っているか、どの海域のどのエリアに釣りに行く人たちが多いのか、この先の管理、月割りなのか海域ごとに分けるのかとか、いろいろな議論になるときにそこは物すごく必要なことだと思うんですね。

でも、そうなってくるとダブルでやってくれないと、年間の登録は登録でしてもらう。それで、この時期ここにこれだけの人が集まっているんだということが理解できるようなデータは、釣りに行く1週間ぐらい、釣りに行く直前に出してくださいという形でダブルチェックするのが本当は一番いいと思うし、何回も言うように、私の仲間とか知り合いの人たちに話を聞くと、そんなの何回出したって全然いいよという人が多いんです。

そのデータを自分たちも見たいわけですよ。自分たちが行っていない所で「あ、この時期ここに行くと釣れるかもしれない」ということが知りたい人たち、多いですよね。

○田中議長 なるほど。

確かに統計上から言うと、２種類あった方が有効は有効です。それは当然そうなります。ただ、大変だというもの。

○森委員 事前に城崎室長に少し話したんですけども、届け出た人に、フォローアップとして管理年度が終わったらアンケートを取ったらどうですかと。実際に何回行ったとか幾ら使ったとか、どれぐらい釣れたかアンケートを取ってみたいかがですかと言ったんですけども、それは次の段階の話で、まずはこの届出をスタートさせる。

そこにいろいろなものを盛り込めば、よりよいデータが集まると思うんですけども、取りあえずは年１回で、まず人数把握からスタートでいいのかなと。ここから「このデータが足りていないね」では、次からどうしようかというときにまた盛り込んで。

○菅原委員 それもありですね。

○田中議長 データを取るだけであれば、例えば（３）の釣りに行く予定回数を（４）の届出事項の中に入れてもらえれば。年１回なのか１０日ぐらい行くつもりなのかぐらいのことは分かってきますよね。

○菅原委員 それこそ統計上の話で言ったら、多分年１回だけやっていたら、あと採捕実績のデータが届くとおよそこれぐらいというのが分かりますよね。そのエリアで登録されている船がどれだけいるのか、×６人ぐらいで恐らく人数が割り出してしまうので。

○田中議長 乗合船だとね。

○菅原委員 多分プレジャーでも。

○田中議長 プレジャーにそんなには、いないですよ。

○菅原委員 いや、４人は乗っていると思いますよ。でないと釣れたとしても、とても船に揚げられない。

○田中議長 そうか、ウィンチ持っていない。

○菅原委員 後ろからしか上げられないじゃないですか。表からなんて絶対に上がらないから。１００キロなんて人の力で絶対上がらない。

○田中議長 人によるかな。

……ということで、ここはどうしますか。

○菅原委員 取りあえず年１回で、どうですか。

○田中議長 取りあえず１回は報告してもらって、今後どうするかについては課題とする。

○菅原委員 今後は、遊漁の枠は４月からじゃないですか。だから４月に間に合うような

状態で毎年毎年、年1回の更新という形でやっていかないと。

○田中議長 ウェブで岡委員が……、途中退室ですか。

○鉢嶺課長補佐 4時50分に退室するそうです。

○田中議長 その前に、何か思い残すことがあったら聞いた方が。退室してしまいましたか。

—では、取りあえず年初めに1回は報告してもらおうということでもいいですか。

○森委員 受付期間は周年という認識で大丈夫ですか。

○水川課長 そこは事務局的に確認したかったですけれども、皆さんが言っている年1回というのは、例えば今年8月から年度——令和8年3月までにクロマグロを狙って採捕するつもりのある人は、7月〇日までに届出してくださいということを皆さんおっしゃっていますか。

○森委員 私の認識では、3月末まで釣りをしたい人は、例えば1月に思い付いて2月に釣りたい人も1月に登録ができる。オープンにしておいた方が把握しやすいかなと思います。

○田中議長 そうすると、釣りに行く数日前とか、少し前までにはということですよ。

○桜井委員 ただ、難しいのは、私の経験上もあるんですけども、突発的に、例えば「明日キャンセルが出たから乗れるよ」となる人も中にはいて、届出が出ていないと間に合わないんですよ。

これ、どうしたらいいのか考えたんですけども、例えばですけども、釣りをする予定がある人は釣りをする前の月の月末までにとか、あと、やり方としてあるのは登録期間みたいなものがあるのもいいと思うんですけども、そうすると漏れる人たちがいるので、早いのはいつでもいい、遅くとも3日前までに届出するのがいいかなと最初は思っていたんですけども、実務的に言うと、やはり急に行けるみたいなことも出てくるので、そうになると、行こうと思っている人はもう何か、ちょうど管理年度も今年は12か月で毎月単位なので、行く予定の月の月末まで。でも、そうすると結局8月1日に行く人が7月31日みたいなすごくショートのがつが出てきてしまうんですけども、それぐらいが実務的には、指示して、かつ従う人たちも分かりやすいかなと思ったりしました。

○中島委員 年1回でしょう、今の議論の中では。だから、例えば4月からスタートすれば、出す人はその間に出す、森委員が言われたように冬にしかやらないから11月に出そうかなとか、そういうものを受け付けるという形でよろしいのではないですかね。何も4月、

5月の間に出さないといけないとかではなく。

○桜井委員 では、例えば11月に行く人にはいつまでに出すように伝えるべきか。締切りは。

○中島委員 それは行きたいときというか、その前に、今年は行きそうだなと思ったら…

○田中議長 何日前かというのは。

○中島委員 何日前というのではなくて、今年11月に行きそうだから9月の間に出しておこうとか。

○桜井委員 いいと思います。

○中島委員 だから、要は周年受け付けますよと。

○森委員 何だったら船に乗る直前にメールで必要なデータを出して登録、それで乗れるというのでもいいと思います。例えば前日の夜に船長から「空いたから乗りに来ない？」と言われて、「では行こう」「あ、登録していない」そのときにすぐ登録できる。

○菅原委員 問題は、アプリができて運用するときだったらそれが可能だと思うんですよ。ところが、令和7管理年度は紙ベースでとなると……

○森委員 eメールでも受けられますよね。

○桜井委員 恐らく入力フォームとかになると思いますよ。既製品の。

○中島委員 例えば桜井委員がそういうことがあり得るなと思ったら、4月に出しておけばいいような。年に1回出せばいいんですからね。

○桜井委員 多くはそうだと思います。だからそんなに気にすることではないけれども、デッドラインがいつなのかは明確に。

○森委員 船に乗る直前まで受けられる状態にしておくことで、みんなに登録してもらえるのかなと。事実的にそれが、もう3日間の期限を過ぎてしまっているから「では、モグリで乗ろう」とかにならずに済むから、早くという意味ではずっとオープンにしておいた方がいいのかなとは思いますが。

○菅原委員 実務的には、どちらが楽なんですか。ランダムに入ってくるのを毎日毎日処理するのが楽なのか、例えば令和8年やりたいよという人たちは4月1日スタートだから、1月1日から3月末日までに登録してくださいねと期間を決めて運用するのと、どちらが楽なのか。

○水川課長 それは後者の方が楽だといえれば楽ですけども、それは実際に釣りをされる

方が、「そんな先のこと、やるかやらないか分からないよ」という人がいらっしやると思うので、ぶわっと可能性のある数が出てくるのもどうかなと。

○菅原委員 やるかやらないか分からないけれども、クロマグロをやる人間はもうやるという意気込みでいるわけだから、多分前もって言っている。何の道具も持っていないのにいきなり「明日、乗れよ」と言われたって「いやいや」という話になるではないですか。ましてや知らない人がいきなり「やろう」と言ったって、「料金5万円だけど、いい？」「えっ？」という話になってしまうから、分かっている人間でなければ私はやらないと思うんですよ。

○水川課長 それはタームの取り方で、令和8年度という「1年間の間にやろうと思っている人は出してね」にするのか、もう少しそのタームを短くするのかで話が変わると思います。1年と言われれば、そのときはやるつもりはなかったんだけど、半年ぐらいたったら道具も揃ったし仲間にも誘われたり、やろうかなという方は出るかもしれませんよね。だからそこは、「この期間に採捕しようとする方は」という、その「この期間」の設定の仕方です。今、おっしゃっていることは変わるんだろうと思っています。

そういうことも含めてこのタイミングは考えていかなければいけないんだろうなと思うので、意外と難しいかなと。

○田中議長 初年度入れてしまったら、多分2年目は大分オーバーラップするので。データとしては。

○桜井委員 そうすると、例えば文章で言ったら「釣行前に事前に届出をすること」ぐらいになってしまうんですかね。

○田中議長 そういうことで、いいですか。取りあえず、完全ではけれども。

○菅原委員 ランダムで1年中受け付けていますよという話。

○桜井委員 まあ、そうですね。

○鉢嶺課長補佐 それは船も人もというイメージですか。船も人も釣行日の前日とか。

○菅原委員 船はやるかやらないか、ある程度分かっているではないですか。今、目の前に来たからって、ほかの魚を獲っていたのがいきなりマグロを獲りに行けるかという、私は無理だと思う。

理由はともかく、J3を見ていると、小さい船だったら椅子を外さなければいけない。椅子なんかあったら邪魔でどうしようもなくなるんですよ。それでウィンチも付けなければいけないでしょう。中には、ここら辺の海域の人たちは遊漁船のショッカーを入れてし

まっているので、その装備もちゃんとしなければいけないといったら、やる前提でいるわけだから。

だからこれは、プレジャーにしても遊漁船業にしても、ある一定期間中にとった方が。

○森委員 それを切るメリットは。実務的に楽になることですか。

○菅原委員 水産庁さんの仕事を楽にする、それがメリットでしょう。

○水川課長 資料 p 7 の（３）に二つ「・」がありますよね。今、おっしゃっているのは最後の「・」の船の人の話だと思うんですが、一応事務局としてお示ししているのは、正に今おっしゃっているような、もう船はさすがに分かっているでしょうということで、年 1 回出せばいいのではないかという案をお示ししています。

○森委員 受付期間も短く区切るんですか。

○水川課長 そこも御議論だと思いますけれども。

○田中議長 問題はプレジャーボートではないですか。行き当たりばったりだから。

○中島委員 多分、当初二、三か月ぐらいで区切っておいて、例えば秋に船を造りました、これで今度やってみましょうといった事例もあると思うんですよ。だから二、三か月で区切って、その後、また新規にやるときは届出をしなければならないとか何とか、それぐらいの規定になるのではないですかね。

○田中議長 回数については。年何回。

○中島委員 それも書いてもらうようになるわけですか。

○田中議長 書かなければいけなくなりますよね、きっと。

○菅原委員 管理年度中に船を造りますといっても、前もって分かっているではないですか。船舶番号は出てこないけれども、「まだ登録ができないけれども新造中です」といった形で届出を出しておけばいいのではないですか。それで、船舶番号は後日、出来上がり次第お知らせしますという形を取れば。

○中島委員 船だけではなくて、例えば先ほどあった秋に道具を揃えてマグロを釣りに行こうかなといった話もありますので、そこを拒否するわけにはいかないと思うんですよ。

○城崎室長 届出を受け付ける実務はどちらでも変わらないし、確かに年 1 回にまとめてしまうと、そこから抜け落ちてくる人の救済というか、それはどうするのか、その議論は当然あると思います。

一方で、実際の情報の運用という観点からすると、やはりクロマグロの管理をするには船を押さえるという意味合いが相当強くて、先ほどのプレジャーボートの話で、船舶番号

から所在まで分かりますという話をしました。もちろん届出情報でも分かりますけれども、より詳細に必要なになればそういうツールもある。というのは、正しく現場対応するとき、どこにどういう人がいるのか、どこにどういう船がいるのかが分かることが非常に大きなメリットになるので、船舶について五月雨式に来ると、そういう情報の私どもの方の共有とすると、現場に届かない場合がある。であれば大部分のものは年初に1回取って、どこにどういう船がどれぐらいいる、どこにどういうプレジャーボートがいると分かった方が管理の上では非常に利便が出てくる。

もちろん五月雨式のものを排除するわけではありませんけれども、釣り人のように周年五月雨でいいのではなく、船舶の場合には年初に1回全体像がざくっとでも把握できるような仕組みにしておいてもらった方がよろしいかなという感じはしております。

○桜井委員 初年度なので、将来的には遊漁者もプレジャーも遊漁船も、私のイメージだと管理年度、次の管理年度でクロマグロに行く人、やる人は4月の前の1月から3月までに登録、申請してくださいねと。急遽やる人にどう対応するかはあるんですけども、それが届出制というイメージ。ただ、そこにいきなり行くのは難しいので、今年は釣り人、採捕者、遊漁船、プレジャー共に「釣行前までに、事前に届出を行うこと」でいいのかなという気はしています。五月雨は大変だと思いますけれども。

ただ、イメージは、おっしゃっているように一定の登録申請期間があって、その1年間釣りに行っていますというのが届出制だし、漁業者の方たちはそういう制度ですよ。ただ、それをいきなりやれたのは、やはり組織化されているからだと思うので。

○森委員 漁業者の場合は、船は毎年更新なんですか。数年間ですか。

○中島委員 今は2年。

○水川課長 漁業者の場合は漁業なので、継続的にやることが大前提なので。突然「漁業やるわ」という人はいないという前提なので、1年間やるんだったら年1回このタイミングまでに届出してねというのはマッチすると思うんですけども、釣りをなされる方は、急にやるという方はある程度いらっしゃるのではないかと考えているので、そこは漁業と多少違う仕組みがあってもおかしくはないのかなと思います。

船は、先ほど城崎から言ったように、別に釣りに行く都度、船を届けてもらう必要は余りないと私は思うので、そこはまとめてでいいのではないかなという気はいたします。

実態と合っているかどうかは皆さんの方がよく御存じだと思いますけれども。

○桜井委員 私、事前レクでむしろ反対というか、ちょっと微妙だなと思ったのは、釣行

の都度届出をさせるのはどちらかというと反対で、釣行日、何日間も予約している場合、3日間だったら3回なのかとか、何の固まりで1釣行とするかが分かりにくいので、基本的には年1回で、もしかしたら採捕者は都度でいいかもだけれども、プレジャー、遊漁船は事前に、年度の初めにいつ、どこで、誰がやりそうかという一番大きい母数を把握して、むしろ実数は採捕報告で見れば最大の、おおよその釣り人口と獲れている所が分かる。それで十分なのではないかという気はしています。

○菅原委員 あと私、思うんですけれども、本当にど素人の、堤防とか釣堀でしかやってことのない人がいきなりクロマグロやるかといったら、できないと思うんですよ。これは「はっきり言って、けがするだけだよ」ということで終わりだと思うんですね。やる人たちはみんなステップアップしていくか、もしかしたらクロマグロ専門、クロマグロしかやらない人もきっとクロマグロをやっている先輩たちについて行って、サポートしてもらって、教わって初めて独立していくケースが圧倒的だと思うんですよ。

○田中議長 大型の場合は特に。

○菅原委員 そうすると、今、ここに来ているから、道具買ったから行けるかというところという問題ではないし。そういう人もいないとは言わないけれども、こういう届出制に移行していつているんだよと分かれば。ショップで道具を買うときだって「何やるの?」と。ライン巻いているだけで多分何をやるか分かるんですよ、ショップの人間は。道具を買い揃えているだけで。そうすると「クロマグロやりたくて買うんですよ」「届出は出した?」という話になると思うんですよ。それが多分、何年かたてばクロマグロをやらない人たちもみんな理解してくると思う。「クロマグロの釣りってそういう釣りなんだ」というふうに。

だとしたら運用が、水産庁さんにいつも大変な思いをさせるのもなにだから、楽になった方がいいのではないかというのも一つかなと。

○柏瀬委員 ただ、新しくクロマグロ釣りが始まったような地域があるではないですか。今までクロマグロの来遊がなくて急に、例えば新潟とか京都とか。新潟の乗合船に乗っていると、本当にびっくりしてしまうような人たちが遊漁船をやっていて、釣りをやっているんですよ。聞いた話だと、クロマグロやっている船があって、予約がいっぱい入ってしまっただブルブッキングしてしまったから、知り合いのイカ釣りの船の船頭に「マグロ釣りオーバーブッキングしちゃったから頼む」と言って、イカ釣りしかやったことのない遊漁船がマグロ釣りの釣り人をチャーターで載せて沖に行って、その釣り人がマグロ釣りに

来たのに、船頭が沖に船を停めて後ろで嫁さんとイカ釣りを始めてしまったと。クロマグロをやっていないイカ釣りの船長さんは、沖に船を停めて勝手に釣り人がキャストしているだけのように見えたから、ポイントに船を着けて自分たちは後ろでイカ釣りをして。

私も釣り具屋なんですけれども、釣り具屋の店員のレベルも玉石混淆なものがあって、確かに私も「クロマグロはそうであるべき」と思いますけれども、やはりいろいろなレベルの人がいることを想定した方がいいのかなと。これは菅原委員には申し訳ないですけれども、私は現場で見ていて、レベルはいろいろだなと結構感じるところがあるんですよね。

○菅原委員 レベルがいろいろあっても、相手が相手だから。

○柏瀬委員 やがてはそうあるべきだと思うんですよ。

○菅原委員 「魚影の群れ」という映画、見たことがありますか。頭に糸が巻いてしまって血だらけになって……

○柏瀬委員 新潟や何かでは、表になっていないけれども、今、相当事故があるみたいですね。

○菅原委員 あるでしょう。私も実際に乗っていて、指4本飛ばした人とか見ているんですよ。何回も。そういう釣りなんだから、やはりハードル高いところにあるべきだと思う。

○柏瀬委員 いや、私もそう思うんですよ。だから本当に今までクロマグロをやっていた遊漁船とかは、道具立てを見て「おまえは船首（みよし）に立たせねえ」とか言う船長もいるんですけれども、新しいところは本当に、新潟や何かで新たにマグロ釣りを始めた乗合船に乗ったらおっかなくてしょうがないですよ、これはいつか事故が起こるなど。

○菅原委員 問題は、それをちゃんと登録制にして……

○田中議長 それは遊適法の問題じゃないですかね。

○菅原委員 登録制にしたときに、マグロ類をやったことのない、イカ釣りしかやったことのない船がマグロ類に登録するのだろうか。どうなのでしょう。

○高田委員 登録はしますよ。

○菅原委員 しますかね。

○高田委員 今、イカが獲れないし。何でも釣らないと回っていかなくなってくる。

○柏瀬委員 話が前後して申し訳ありませんけれども、遊漁船は、おっしゃるとおり年1回の登録でいいと思うんですよね。釣り人はどうするかという話だと思うんですけれども。

○田中議長 一つコンセンサスがあるのは、遊漁船案内業者は年1回。では、プレジャーボートは。

○森委員 同様にいいのではないですかね。

○中島委員 年1回でいいと思います。

○田中議長 対等で。では、釣り人はどうするか。

○森委員 それも年1回でいいと思いますよ。

○中島委員 年1回でいいと思います。

○桜井委員 さっき合意したと思っていました。

○菅原委員 年1回でいいけれども、それを1年間ずっと受け付けるのか、期間にするのか。

○桜井委員 今年はもう、全属性の人たちが釣行前に事前に届出すること。

○田中議長 今年度に限り、釣行前に報告する。前日まで。

○中島委員 4月1日スタートであればですね。6月とか8月であれば募集期間を若干ずらしてということはできるでしょう。

○菅原委員 ただ、下に注意書きで「できるだけこの期間にお申込みください」ぐらいの話ではないですか。

○中島委員 いや、やはり何月何日から何日までと……

○田中議長 書かなければいけない。

○中島委員 ただ、新規に造る場合はこの限りでないとか、そういう感じになると思います。救済策は必要だと思います。

○田中議長 いずれにしても、今年度に限っては1回ではなく前日まで。

○桜井委員 1回というか、申請期間のことをおっしゃっていますよね。届出する回数ではなくて。

○菅原委員 そこで1回やったら、もうその後、釣ろうが何しようがいいよという話ですね。

○桜井委員 とにかく総人口が知りたいから。船の数とか。

○中島委員 令和7年度も期間を区切っていいような気がしますけれども。私は。いつからスタートするかによって違いますよ。4月1日スタートだったら3月1月しかないのです。仮に……

○菅原委員 だから先ほど言ったように、7月ぐらいからということであれば4・5・6月になるので、そこまでに出してくれというのはどうなんですかね。

○田中議長 委員会指示がいつ決まるかという……。

○桜井委員　それが結構、周知が。

○田中議長　その前に「いつまで」とは言えない。

○桜井委員　とにかく今年は「釣行前に事前報告」で、令和8管理年度は、例えば令和8年1月から3月までが申請期間で令和8年4月1日からみたいなことを、むしろそういうことも一定議論しておけば、今年いろいろなところで、節々で伝えられるので。

○森委員　その1月から3月に登録し忘れた人は、もう釣りするなということですか。

○桜井委員　それが、この（6）のどうするかにつながってくるんですよね。それは事前登録期間もそうだし、やはり突発的に……。

○森委員　私はもうずっとオープンにしておいて、ずっと把握し続ける方がいいとは思いますが、それでも。

○田中議長　それは釣りをする人、乗船する人ですか。

○森委員　はい、釣り人。

○桜井委員　それも一つの案だとは思いますが。

○中島委員　救済策というか、それはあってしかるべきだろうと思いますよ。届出なんだから。

○森委員　この主たる目的は把握なので、登録できなかったからモグリで釣りしようという人が増えたら意味ないかなと。そういう人たちは報告もできなくなってしまうと思うので。

○菅原委員　多分、悪いことをする人は何のルールを決めても無視して全部やらない。

○森委員　意図せず漏れた人。

○田中議長　そういうことで、業者とプレジャーボートは年1回、乗船する人は前日までですか。少なくとも今年度は。今年度じゃない、来年度か。

○森委員　釣りする前。

○田中議長　釣りする前までには届出する。

○中島委員　それは年1回ですよ。釣行の度にではなく。

○田中議長　そう。その都度やっていたら切りがないので。

○柏瀬委員　内水面の遊漁券の年券を買うときに、4月中に買わなければ年券は買えないよということではなくて、いつでも年券は買える状況にしておくというイメージでいいんですかね。

○中島委員　そういうイメージでしょうね。

○田中議長 ライセンスの有効期間が長いか短いだけの話。

○菅原委員 いずれ徐々に1月から3月末までという形になって、統一性を持たせていく。

○田中議長 そういうことで、事務局はよろしいですか。コンセンサスの内容。

大分時間が超過していますが、8ページ、(4)届出事項。

これはどうですか。

○菅原委員 これでいいと思います。

○森委員 一ついいですか。遊漁船登録番号、うちも遊漁船なのであるんですけども、同じ番号で何艇もあったりするんですよね。事業者ごとに遊漁船登録番号をもらっている。だから、船舶番号で統一してもいいのかなと。同じ船宿だと同じ番号の船がいっぱいありますので。その辺、どうなのでしょう。

○菅原委員 船舶番号の方がいいと思います。

○森委員 それとも事業者として登録させて、もうそれで終わり。

○城崎室長 管理の面からすると、遊漁船かP Bかが一目で分かることには非常にメリットがあると思いますけれども。

○桜井委員 しかも、遊漁船が複数あって船長が複数名がいた場合はどうなんですか。

○森委員 その場合、どうなんですか。船……

○桜井委員 とにかく釣りしている数を押さえないんですよね。今回は。

○中島委員 船名を入れることはできないんですか。

○田中議長 船名もなかなか、第一ナントカとか第2ナントカとか。

○中島委員 いや、どちらかというと現場で見るのは、やはり登録番号ではなく船名なんですよね。「今日は〇〇丸が釣ってるな」とか。イメージとしては船名の方だろうと思うんですよ。

今、何隻かあると言われたけれども、当然船名は違ってくるでしょう、第一〇〇とか。

○桜井委員 確かに、これ船名が入っていないですよね。

○城崎室長 やはりプレジャーボートは船名がない場合があるので、そちらに合わせているんですね。なので、基礎番号でいくとプレジャーは船舶番号、遊漁船は遊漁船登録番号だろうと思ったんですけども、今、おっしゃったように一つの業者で同じ遊漁船登録番号になるというのは盲点だったので、そこはちょっと、そんなに頻繁にある例だとは思わないので……

○田中議長 いや、頻繁にあるんですよ。

○城崎室長 もちろんアジとかそういうものは1船、形態が一緒に複数船を持っている方はいらっしゃると思いますけれども。クロマグロをやっている船でも。

○菅原委員 いや、あると思う。

○森委員 結構多いかな。

○田中議長 分かりました。いずれにせよそこは、複数の船が一緒に登録番号というのはちょっと頭になかったので、そこをどのようにするかは考えます。

でも、船名にすると、遊漁船は当然船名は取れますけれどもプレジャーは取れない場合があるので、そういう面で見ると、余り遊漁船の方にいろいろな項目を乗せるのもちょっと不公正かなと思ったので最小にしていますけれども、そこはちょっと考えます。

○中島委員 プレジャーになければいいのではありませんか。

○桜井委員 船名を聞かれることはそんなに違和感ないし負担にならないので、船名の項目を作っておいて、ない場合は「なし」と記載するのが。

○森委員 プレジャーボート、多分船舶の登録の時点で船名は付けていると思いますね。明記していないだけで。

○中島委員 なるほど。

○桜井委員 名前はみんな付けていますよね。

○田中議長 まあ、自分の船だから。

○桜井委員 名無しさんは、そんなにいない。いても別にそれは「なし」と記載すれば。

○城崎室長 分かりました。

○桜井委員 船名はあった方がいいですね。

○菅原委員 そこにプラス船舶番号を入れないと。

○森委員 これイメージとしては、一つの船宿さんが3艇持っていて3艇ともクロマグロに使うのであれば、それぞれを登録させる。

○田中議長 そうですね。

○桜井委員 でないと数が分からない。

○田中議長 ほか、よろしいですか。

では、これはそこを改良するということで。

届出の方法については先ほど説明があったとおりで、来年度はフォーマットに入れてもらうしかない。

○桜井委員 それだって、マイクロソフトさんのF o r m sとか、普通のフォームでやれ

ばよくないですか。

○鉢嶺課長補佐 菅原委員は紙でというお話をされましたけれども、そういったフォームを使ってというのは、結構できるものですか。

○桜井委員 全然できる。

○鉢嶺課長補佐 遊漁船業者さんでも大丈夫なものですかね。

○菅原委員 できると思う。

○田中議長 遊漁船業者は、多分大丈夫。

○桜井委員 ですし、本当にどこまでアプリにする必要があるかというのもあると思います。特に将来的に一定の申請期間があって年1回となれば、むしろそういうフォームか書類で提出の方が実務的かなという気はします。

○水川課長 多分、鉢嶺君が気にしているのは、1人遊漁船業者で高齢の方がいて、紙でないと出せないとかいう人が結構いるらしいので……

○桜井委員 そういう人は紙か、あとは「遊漁の部屋」にURLを付けておいて、押したらもうこの項目があって、それを登録して。

○田中議長 最初の年だけ誰かに入れてもらって、あとは番号を入れれば翌年から登録できるようにしておけばいいんですよ。だってメンツはほとんど一緒なんだから。

○鉢嶺課長補佐 フォームなりメールなりでやるという方向にして、例外的に紙といったイメージですかね。

○桜井委員 そうですね。

○森委員 水産庁側は、それぞれ番号を与えるつもりですか。

○桜井委員 そうなんです。むしろデータ管理の識別子をどうするかの方が、私も重要だなと思っているんですけども。

○鉢嶺課長補佐 考えていたのは、アプリができた場合は、例えば届出したらその番号を通知できるようなことも考えてはいたんですけども、ただ、アプリができない状況でなかなかそれは難しいだろうなと思っていて。できる前に受け付けというのはできますけれども、それに対して番号を振るのは余り現実的ではないのかなと事務担当者的には思うんですけども。

○桜井委員 なのでこの環境ぶりの的には、アプリかどうかというよりも電子か書面、いずれかでやるというのはもう決めておいて、むしろアプリだろうが何だろうがいろいろな経路から来た情報を全部統合して、その人たちに通し番号を振る裏側のシステムの方が本

当は大変なんです。この話のときに。でも、それは多分作っている余裕が今はないし、そうなってくると年内どころの話ではなくなると思うので、それであればもう紙なりそういう簡易なフォームで入力して、それをという方がいいかなという気はします。

アプリ上で番号を返すのは多分難しいんですよ。アプリ以外の入り口があって、アプリのデータベースがまた。

○菅原委員 私もそうだけれども、町会や何かだと、年寄りだといまだに i P h o n e 使えないとか結構いるんですよ。中にはメールアドレス持っていないとか P C 持っていないという人たちがいて、でも釣りをするんですよ。

○水川課長 そういう人がいることを彼は知っているものだから。

○鉢嶺課長補佐 一方で、やはり簡易な報告のやり方でないと多分広まらないんだろうなと思っているんですね。

○菅原委員 面倒くさいよというのは、紙ベースとか言われると若者が嫌がりますよね。

○桜井委員 紙は紙で O K で、簡易なとなると、むしろアプリのよさは頻度高く何かをやるから便利なのではないですか。登録申請だったら、むしろもうクリックしてそこに入力して「送信」が押せるフォーム等の方が明らかに負担が軽いので、その紙とフォームの二つを用意しておけば安くて早くて使いやすい状況ができるので、それで十分かなという気がします。

○田中議長 そういうことで、将来的に改良するかどうかはあれですけども、今年度は両方で提出してもらおう。今年度じゃない、来年度。

○桜井委員 すごく細かいことを言うと、多分 3 パターンなんですよ。書面を郵送で提出するか、メールで提出するか、要は規定のフォーマットの書類をメールか書面提出するか、フォームに入力して申請書と同じ内容を入れる。多分この 3 パターンですね。

であれば、別に待つ必要なくすぐできると思います。

○田中議長 そういうことで、よろしいですか。

では最後、未届出者への対応。

これは、取りあえず必要なのは来年度ですけども、対応をどうするか。

○柏瀬委員 さっき桜井委員からあったように、届出したら届出番号みたいなものがもらえるのかとか……

○田中議長 もらえないです。

○柏瀬委員 例えば遊漁船業の方では、個人での釣り人が未届けの釣り人を遊漁船に載せ

てクロマグロ遊漁をさせた場合には、何かペナルティみたいなものは出てくるんですか。
今回、遊漁船とクロマグロ遊漁に使うのであれば届出をしてくださいよということになるから、例えば届出なしで遊漁に出たら……

○田中議長 まだ詰まっていないのではないですか。

○柏瀬委員 そこら辺は、詰まっていない。

○桜井委員 それはむしろ今日、中島委員がおっしゃっていた議論で、遊漁法で広調委の指示を守りましょうというのがあるから、何かそっちの罰則になるのか広調委単体になるのか、それは整理されると理解しています。

○中島委員 そこを整理した上で、多分、遊漁船業者の方が「ちゃんと届出していますよね」「出した方がいいですよね」というのは、やはり指導として必要になってくるでしょうね。それを「届けてないけど」「まあいいや」でやってしまうと、今度遊漁船業者の方にも引っかかってくるのかなという気はしますけどね。

○柏瀬委員 全然話が飛躍するんですけれども、届出をすることのインセンティブではないんですけれども、例えば届出をしたら何か、ライセンスみたいなものではないけれども「私はちゃんと届出をしていますよ」みたいな目印、例えばワッペンではないしバッジではないし鉢巻きではないかもしれないけれども、そういうものは……

○田中議長 将来的には欲しいわけです。絶対欲しい。

○柏瀬委員 私は、子供のときに遊漁券を買ったのがすごく嬉しかったんですよ。だから何かそういう、例えば遊漁船業者が登録していない釣り人を乗せて遊漁させた場合、ペナルティがあるのであれば、いちいち船長が「おまえ、ちゃんと登録したか」と確認するのも大変だと思うので、何かそういう目印があるといいのかなと。今回の議論とはちょっと別ですけれども。

○田中議長 いや、将来的には遊漁船案内業者もプレジャーボートも釣り人も、何らかのIDが要るんですよ。

○菅原委員 それは持たなければ駄目ですよ。

○森委員 シールか何か貼って。

○菅原委員 さっき言ったマル適みたいな感じで、船はクロマグロ漁業の許可証みたいな感じでシールを貼っておく、釣り人はちゃんと許可証を持っているという形にしないと。

○田中議長 米国はそうなっていますよね。

○桜井委員 未届出者への対応としては、やはり一定の罰則というか、ペナルティが必要

だと思うんですね。ただ、令和7管理年度は導入初年度なので、それは難しいなと思っています。

一つあるのかなと思ったのは、未届出者が採捕した場合は直ちに放流しないといけません、放流すれば違反には問わないというのが着地かなと。さっきの整理だと、遊漁船とかプレジャーボートについては遊適法との関係を整理いただくので、飽くまで採捕者個人は、未届出で採捕してしまった場合は放流してくださいというのが着地かなと思います。

令和8管理年度以降は、見届けなのに釣りをしていたり採捕していたりを複数繰り返したら、例えば次年度の登録が制限されますとか、できなくなりますみたいなことが採捕者には課されるという、これはかなり重いペナルティだと思うので、むしろそこまでできるのか分かりませんが、そういう段階を踏んだ罰則というか、ペナルティが必要かなと。

令和7管理年度を、そもそも導入期間だから罰則なし、実質何もペナルティがないという状態にするのも一つ手としてはあると思うんですけども、その判断はちょっと難しいなと思っています。

○田中議長 いずれにせよ、ペナルティについてはまだ、決まっていないから難しいんですね、来年度は。罰をかけないとはとても言えないし。

○森委員 直罰にしようという案は。

○城崎室長 直罰は、今、広調委指示でやっている限りは使えません。

○水川課長 法律上、できないんです。

○菅原委員 2回目だから、委員会指示は出したって別に構わないじゃないですか。そこでは即罰ではないから、2回目になるとあれだから。

○城崎室長 2回目になれば、そこは。

○森委員 委員会指示というのは、行政処分には当たらないんですね。

○城崎室長 委員会指示は、飽くまで指示です。委員会指示を破ってあとの裏付け命令は行政処分です。だから裏付け命令がかかったAさんがいたときに、その人はもう行政処分がかかっている人ですから、その人は私たち漁業監督公務員から見ると、漁業関係法令の適用の対象になります。

○桜井委員 私の「ペナルティ」という言い方が悪かったんですけども、ここに書いてあるとおりで、とにかく令和7管理年度に未届けの人が釣ってしまった場合にどうするかというときは、「放流しないといけない」以外にないかなと思うんですけども。それを

繰り返している人をどうするかというのは多分ペナルティの話なので、それはそれだと思
うんですけれども。

なので、パターンは二つではないですか。未届出者が釣った場合「直ちに放流してくだ
さい」か「採捕報告さえしてくれれば持って帰っていいですよ」ということも、別にやろ
うと思つたらできる。それでOKですよということにする。ただ、それをしてしまうと届
出されるのかなという懸念があるので。

○森委員 そもそも届け出ていないと狙うことすら駄目ですよ。

○田中議長 さっきの趣旨だとね。ヒラマサは駄目という話だから、狙って獲ったのでは
ね。

○森委員 意図せず釣れた場合はという話ですけれども、狙うことは駄目だから。

○水川課長 なので、桜井委員がおっしゃるように、獲れてしまったらそれは放流する
というところまでルール化するのが理想的だとは思いますが。

○森委員 それでいいと思います。

○中島委員 意図せずの範疇に入ってしまう。

○桜井委員 意図していたら届け出るということですからね。

○菅原委員 そういうことですよね。

○田中議長 では、そういう整理でこれも決まり。

ちょっとここで、岡委員がもうすぐ退席されてしまうので、特別に何か意見があったら
お伺いしたいんですけれども。何か一言でも。特にありませんか。——ということで、一
応御意見は伺ったということで、先に進めさせていただきます。

あと大きなものが一つ残ってしまっているんですけれども、キャッチ&リリース。

○城崎室長 キャッチ&リリースについては今、お三方から御意見を伺おうと思っていま
すので、まず冒頭に、今、岡委員は退席されてしまいましたがお二方いらっしゃるの
で…

○事務局 まだいらっしゃると思います。

○城崎室長 では、岡委員から。

○田中議長 岡委員、どうですか。キャッチ&リリースについて漁業者側の意見を聞きた
いということだったんですけれども、何か御意見ございますでしょうか。

○岡委員 特に我々大阪湾ですので、余りマグロには縁がないもので、何というか、マグ
ロは網に引っかかってもすぐ死ぬというか、止まったら死ぬような生き物ですよ。だか

らなかなか、獲ったからといっても取扱いも難しいと思います。遊漁者の人でもプレジャーの人でも。我々漁業者でもなかなか取扱いには厳しいものがあると思っています。

だから、できたら逃がしてほしい。本当を言ったら。網にかかるなり、生きたまま放流してもらいたい。

○田中議長　そういう道具を開発してくれと。

○岡委員　すみません、余りいい意見も述べられないで、申し訳ないです。

○田中議長　いえ、多分多くの漁業者はそう思っていると思います。

○岡委員　やはり我々漁業者は生活のために魚を獲っているもので、プレジャーの——こんなことを言ったらまた怒られるかもしれませんが、我々は生活のために魚を獲っているので、その魚をどうして商品にするかということも考えないといけないので。マグロを商品にするときには我々でもなかなか難しいものがあるので、プレジャーの人とか一般の人がマグロを獲ったからといって、それを持ち帰って口に入れるのもなかなか難しいのではないかと思います。我々漁業者の考えとしては。

すみません、えらい変な回答で。

○田中議長　ありがとうございます。

それでは、続いて中島委員。

○中島委員　先般の合同会議で、桜井委員でしたか、漁業には歴史があるといったお話をしていただいたみたいですが、マグロについて、やはり漁業の中ではすごく歴史があるんですよ。例えば山口県の例を挙げますと、平成二十七、八年ぐらいだったかな、巻き網が18トンほど巻きまして、それが非常に大きな問題になり、最終的には巻き網の業者が水揚げ分を全て吐き出した。そして一本釣りの皆さんに配分した。だからその日はもうただ働きですよ。そういう歴史もありますし、先般も言いましたけれども、定置網に入った魚を出すのに相当苦労して出しています。特にあの大きなやつは、ある意味命懸けです。

そういう中で、地元の一本釣りの漁業者が釣れない中で、たとえキャッチ&リリースとはいえ目の前でやられると、ちょっと漁民感情としては許さんだろうという意見は聞かれました。

もう一つ、これは水産庁にお願いなんですけれども、この議論をするに当たって、私は日本海・九州西を代表して出ていますけれども、山口は余りいないんですよ。たまたま去年は福岡とか長崎、山口でも若干釣れていますけれども、むしろ青森とか東北の方で1

匹何百万円とするようなあれを漁業者から見たときに、本当に生きていくんかいやといった気持ちもあると思いますので、東北の方の方の意見も参考までに聞いていただければなと思います。

もう一つ、これは私の意見ですけれども、何でクロマグロだけキャッチ&リリースがいいんですかと。私、趣味で溪流釣りをやっています。「キャッチ&リリースするから明日アマメ釣りに行くぜ」といった感じを持ちますよね。多分各団体の中でも、溪流をやられている方とその辺の意見が違ってくると思うんですよ。

水産庁の今までの考え方は、キャッチ&リリースにしても採捕だから、禁止期間に釣ってはいけないよということで来ていますので、仮に今後この考え方を変えるのであれば、もう少し一般の人たち、それから漁業者の皆さんの理解を得た上でやっていただきたいというのが本音です。私自身も思います。

今、いろいろ考えたんですけれども、溪流ぐらいしかないんですよ、遊漁の皆さんが対象になる禁止期間は。余りないと思うんです。ただ、今後TACがだんだん拡大していく中で、マグロだけではなくブリはどうなのか、タイはどうなのか、そういった話もあると思いますので、その辺も含めた上で慎重に検討すべきだろうと思います。

○田中議長　ありがとうございました。

それでは、高田委員。

○高田委員　現状ですと、やはり漁業者に聞くと反対という声ですね。なぜかという、漁業者が枠いっぱいになってその漁場から引き揚げて釣れなくなる、そうなったときに、キャッチ&リリースだとまだ行きますよね。そういう漁業者の感情もあるし、ここで先ほど委員が言ったように、定置網もいろいろな放流をやっていますよね。うちの方も大型魚が入るようになって、枠がもういっぱい、それを逃がすのに、やはり全部の魚を一緒に逃がさなければならなくなったり、かなり漁業者はストレスを抱えているんですよ。

縄の仲間も、これが始まったときに、やはりもう目方が決められているので切っても逃がす。すごいストレス。漁師というのはやはり獲って売って何ぼの世界なので、現状ですと、今、リリースをやっている人も何人かいるだろうけれども、まず、全体的に見えない。やはりそういう人たちがこれから先どのぐらいいて、その逃がした魚はどうなっているのかも、みんな知らないわけですよ。確かに泳いでいったと言っても、本当にそうなのか、口を引っかけたり、いろいろな魚が逃がしてもあると思うんですよ。

やはり漁業の観点から言うと、本来は獲ったら売りたい、売って稼ぎたい、それが漁師

だと思うんですね。それをうちの方の遊漁船のマグロを釣る仲間にも、俺たちは現状ではキャッチ&リリースには反対だ、やはり持って帰る人が多いのでというような意見でした。

だから、そのところは今後もっと議論を深めないと先に進まないかなということです。

○田中議長 ありがとうございました。

今、高田委員が言われたのは主に定置の話だと思うんですけども、定置は網に入ったら生かしたまま放流せよという指令が出ているので、網起こししていると、さっき動きが止まったら死ぬという話がありましたけれども、その後、放流してももう沈むだけなんです。だから途中まで揚げてクロマグロが入っているのを見たら網口を開けて逃がすんですけども、そのときに全部魚が逃げてしまうわけです。例えばブリが10トン入ったら、1回10トン、2回網起こしやったらそれで1,000万円ぐらい損するみたいで。多分そのことを。

その横で沖に出て行って獲って持って帰ったら怒るという、ある意味ではその不公平感はずごく大きいということだと思うんですね。これが一つ大きなところだと思うんですけども。

○高田委員 もう一点、この間のところで、遊漁船の業者がキャッチ&リリースだと長くできるという話をされていましたよね。やはりうちの方の遊漁船もそうだし、漁業者がいっぱいになれば他の魚を釣るわけですよね。だから、そこだけがいいわけではないと思うんですよ。それは公平に、やはり上限が来たら遊漁船の船長も違う魚を釣らせればいいと私は思います。

うちの方では遊漁もマグロが釣れたときはそれやっているけれども、それ以外はほかの魚を釣らせているので、そこは別に問題ではないかなと思います。

○中島委員 もう一点、すみません。

私は山口県なんですけれども、御案内のとおり、マグロというのは各県に割当てがあります。引き縄釣りは国の承認漁業ということで、どこでも行けるんですね。その中で、例えば山口県の枠がいっぱいになったら、よその県の人はいくことは操業しない。幾ら釣れても。そういう暗黙の了解もありますし、そういう指導もやってまいりました。だから、そこで操業すること自体、やはり感情的には厳しいかなというのは理解いただきたいと思います。

○田中議長 今のお話は、沿岸の漁業者にはT A Cだけでなく、操業の海域とか時期とか制限がいっぱいあるんですね。ところが遊漁にはないので、やはり不公平だと思ってし

まう。

○中島委員 マグロにはないんですけれども、ただ、やはりいっぱいのところは漁師の気質として、もう行かないよという形で指導はしていました。

○田中議長 私から一つ。

反対論ではなく、この問題、資源学的に言うと、やはりキャッチ&リリースでどれだけ生きているかという証拠が必要というか。逆に言うと、影響評価ができれば「これだけは獲っても大丈夫ですよ」という逆算ができるわけですよ。例えば1トン枠が残っていて、95%は生きているんだったら5%分しか死んでいないという計算ができるわけです、割算すれば。それが科学論としての根拠になるんです。やはりそこがないと国際会議でも戦えないし。だからそこは何とかしてもらいたいという思いが私にはあるんですね。遊漁側への要望として。

○桜井委員 田中先生、ちなみに、漁業者の方たちも含めたあらゆる放流の死亡率というのは今、科学的にはどう整理されているんですか。私はそこが今、ちょっと分からないんですけれども。

○田中議長 ディスカードといって、投棄の量等は一応、混獲死亡の形で報告されています。

○桜井委員 今はどういう整理なんですか。漁獲枠の統計上。日本において。

○田中議長 それは水産庁の方から答えてもらった方が……

○桜井委員 いや、田中先生に聞きたいですよ。だって今、田中先生がおっしゃっていたことなので。

○田中議長 枠ですか。インシデンタルテイクスになっているので……

○桜井委員 私、横文字分からないので、日本国民に分かりやすく。

○田中議長 偶発的死亡という形で整理されていて、混獲死亡になっています。

○桜井委員 で、今だとどういう管理なんですか。数量上は。

○田中議長 多分現在はエクストラモータリティということで、いろいろなシナリオがあるので、私もどのシナリオを採用しているかと言われてしまうと特定できないんですけれども、それが偶発的死亡としてある場合とそうでない場合とか、仮説をいろいろ立てるわけですよ。証拠が十分でないのです。それを重みづけして捕獲限度量等を出していく。

だから偶発的死亡が倍の想定の場合もあるし、全然ないという想定の場合もあるし、多分IATTCの遊漁の混獲頭数、バイキャッチというか、報告ミスというか、それも入っ

ているんですね。別枠として。それも多分、偶発的死亡として処理されているので、一般的なイメージで言うと、多分全体の枠がそこから差し引かれて、つまり自然死亡率が高いという形の処理になっていて、全体の枠がなければ本当はこれだけあったのがこれだけの小さい枠になったのを、みんなで山分けしている。

○桜井委員 すみません、多分私が阿呆で分からないんですけれども、もう一回。すみません、ちょっと質問が悪かったんですけれども、さっきおっしゃっていた死亡率という話でいくと、漁業の方々も、特に採捕停止が出ると放流しないといけないときがありますよね。そのときの、さっき横文字でおっしゃっていたナントカ率というのがあるとして、それは今、日本の枠の管理上はどう扱われているんですか。どういう死亡率で見込まれて日本の枠の中で管理されているんでしょうか。

さっき田中先生がおっしゃっていた、遊漁だったらこうだよねということに漁業は今、先行して取り組まれているので、日本だとどういう制度かを聞いています。

○田中議長 今、お話ししたとおりで……

○桜井委員 ノーカウントになっているのか、どういう見積りで、これだけ死んでいるから漁獲枠からこれだけ控除されているのか、どちらでしたっけ。

○田中議長 それは私もよく分からないんですけども、私の理解では、全体の責任として控除されている。例えば韓国でもあるだろうし日本でもあるだろうしアメリカでもあるんですよ、そういう偶発的死亡。なので多分、今は全体責任として取られていて……

○桜井委員 取りあえず逃がせばOKになっているということですか。

○田中議長 逃がしてOKには、なっていない。それは推定されています。何割死んでいるという——例えばアメリカの場合は、スポーツフィッシングで偶発的死亡が何割あるというのが推定されていて……

○桜井委員 スポーツフィッシングはそうですね、私も論文は一通り。

○田中議長 そういうものが推定されていて、それが偶発的死亡という形で、要するに自然死亡が大きいという形になって、そうすると、たくさん死ぬので獲れる量が減るわけです。全体として。日本も偶発的死亡があるしアメリカも偶発的死亡が結構あるので。例えば、もしなければ全体の枠が1,000トンあったのが、偶発的死亡があるので800トンになる。その800トンをみんなで山分けする、そういう仕組みです。

○森委員 最初から引かれているというイメージですね。

○田中議長 そうです。国別に引かれているのではなくて、全体責任みたいな形で引かれ

ているのではないかなと思います。

○桜井委員 その整理だったら、さっき田中先生がおっしゃっていた資源科学上、死亡率をきちんと調べて見積もらないといけないというのは、何の話ですか。だって、もう引かれているんですよ。

○田中議長 いや、日本のは引かれていません。遊漁については引かれていない。漁業については引かれている。二つぐらいのグループに分けられていて……

○桜井委員 では今、日本の40トン与えられた遊漁は、その死亡率が加味されていないということですか。

○田中議長 そうそう。

○桜井委員 本当にそうですか。大丈夫ですか。水産庁、本当ですか。

○田中議長 本当にそうなんですよ。というのは、私は国際問題のことを言っているのではなくて……

○桜井委員 いや、だって今、田中先生が国際調整上も説得できないと言っていたので。

○田中議長 それは、将来的に勝手に増やしたらそれは問題になってしまうかもしれないということなんです。キャッチ&リリースで全部生きているということはまずないので、それをちゃんと証明しないで日本が無限に獲っていますということがスッパ抜かれて、たくさん死んでることがバレて、例えば1,000トンも獲っていますということになったら日本が制裁を食らってしまう。国際的に。

○桜井委員 田中先生がさっきおっしゃっていたように、米国だとスポーツフィッシングを含めてもう複数論文が出ていて、死亡率、もちろん数字に差はあれど95%だったり96%だったり97%だったり、もう既に出ているではないですか。それを適用して、もはや国際ルールは決められているわけですよ。さっきおっしゃっていたのは。

○田中議長 多分そういう計算方式で科学委員会で合意したものが、そのまま親委員会に出ていると思うので……

○桜井委員 なっても不十分というイメージですか。何が。

○田中議長 アメリカはそのように考慮されているけれども、日本は考慮されていないということ。

二つ問題があって、国際問題のほかに国内の問題があるわけですよ。先ほど意見が出ているように……

○桜井委員 なのでお聞きしようかなと思っていたら、田中先生がさっき国内の話とか国

際の話もされていたので、今、聞いています。

○田中議長 放流の話に反対が出ているのは、まずそこが大きいので、そこをまずやってほしいというのが私の……

○桜井委員 ……となったときに、国内で死亡してしまっている分は、では国際的な見積りで控除されているということですか。だって、定置で放流したのもも死んでしまうものは当然いますよね。

○田中議長 います。

○桜井委員 だから、これはどういう見積りになっているのでしょうか。

○田中議長 ですからそれは偶発的死亡ということで、さっき言ったようにエクストラモータリティという形で、要するに自然死亡係数が大きいという形で多分処理されている。

○桜井委員 その自然死亡というのは何%ぐらいなんですか。

○田中議長 年齢によって違います。

○菅原委員 結構あるのではないですか。親魚量のやつが全体像からどれぐらい引かれているかという話につながるの。だから基本的には、漁獲枠というのは採捕だから、水揚げをしたものが漁獲枠になるわけですよね。なぜ定置網に入ったものを逃がさなければいけないのかといたら、各都道府県に枠組みがあるわけですよ。各漁業者に。それがいっぱいになってしまうから否が応でも網を開けて逃がさなければいけない。網を切っても逃がさなければいけない。

○桜井委員 分かります。

○菅原委員 それは採捕ではないから、たとえそこで死んでいても、それは自然死の方に入れて推定自然死になってしまうんですよ。

○桜井委員 あ、そういうことですね。

中島委員、田中先生、本当にありがとうございました。参考になりました。岡委員は、多分もう出られてしまいましたかね。

岡委員がさっきおっしゃっていたマグロが商品だという話、あったではないですか。遊漁船業は、遊漁は書いて字のごとくと漁業者の方に言われますけれども、釣りに行かせるのが商品なんですよね。となると、キャッチ&リリースでも釣りをしたいという人がいて、お客さんを乗せればお金になるんですよね。これは釣れても釣れなくても、キャッチ&リリースしても、しなくても。

今日おっしゃっていたお話は全て私も同意だし、感情的に言ってもよく分かりました。

その上で、これも御意見あったら率直にお聞きしたいんですけれども、今日お話しされていたのは主に採捕禁止期間後にキャッチ&リリースしたら、それは駄目だろうと。なぜなら自分たちも採捕停止になればマグロ漁できないから。私、従来言っていますけれども、採捕禁止になる前に遊漁の枠におさまるようにキャッチ&リリースすることに関しては、何かありますか。

○中島委員 なるほど、そういう考え方は一つありますね。

○高田委員 それは資源の問題だから、いいと思います。ただ、まだ全然分かりませんが、やはり口を痛めたり、そういう問題が魚に出てくるわけではないですか。漁師というのはやはり釣って何ぼなので、隣の船がリリースした、それは百歩譲っていいとしても、後々その魚がどこでどうなるのかが分かれば、そこは多分いいのではないかと思います。

○中島委員 例えば90%生きますよ、10%は死にますよ。それはともかくとしてキャッチ&リリースすることによって、一月6トンでしたっけ、何トンでしたっけ。

○田中議長 5トン。

○中島委員 5トンで、4トン500キロになったらキャッチ&リリースでいいですよという、みんながキャッチ&リリースすればまた違ってくると思うんですけれども、その中で持って帰る人がいて、持って帰る人のトータルが5トンになってしまうと意味なくなってしまうんですよ。

○森委員 でも、そうしたらすぐ採捕停止という話ですよ。

○中島委員 だからキャッチ&リリース、桜井委員が前から言われているように、例えば90%になったから全員がキャッチ&リリースで、かつヘイシゲンも考えられるので、それはもう5トンとしましょうということであれば理屈は通ってまいりますよね。

○菅原委員 ですし、お気持ちは物すごくよく分かるので余り変な2択にしたくないんですけれども、例えばクロマグロの遊漁枠が300トンも400トンもある、もしかしたら都道府県枠を停止しているのにマグロを釣って水揚げして、これはすごく嫌ではないですか。これは遊漁の規制が始まる前から各地で、特に東北エリアでもよく聞かれていたことです。

ただ、やはり一定釣りする人がいるので枠は多分増やしていかないといけないけど、では枠を増やすことを一定セーブして、その代わり限られた枠で一定までは持ち帰れる、一定以降はキャッチ&リリースする、しかもそれは禁止期間ではないというのを自分たちは禁止で持って帰っている釣り人がいるのと、釣り人の枠の範囲で逃がして遊んでいるのと

だったらどちらが気持ち的に嫌なのかといったときに、キャッチ&リリースがそんなに嫌な……

○中島委員 理屈は分かるんですよ。理屈は分かるんだけど、漁民感情として「俺たちは釣れない、俺たちの目の前で何で彼らは釣るの。放すからいいんかいや」という話は出てくると思います。ただ、漁業者にしてみれば絶対金にならないと話にならるので、釣りはしない。ほかの魚を釣ります。例えば潜ってサザエ獲ったりして。

○菅原委員 私は向こうの人ではないけれども、例えばキャッチ&リリースをやる人たちは、キャッチ&リリース＝善と言っているけれども、決してそんなことはないとは私は思っている。

なぜなら、東京湾でクロダイが爆発的に増えた。これは黒研の人間が稚魚を放流するけれども、彼らはみんな釣る楽しみだけで、持って帰らないんですね。釣っては放し、釣っては放し。それで、強い魚だから生きていますよ。その結果、何が起きたかといったらノリ養殖業者が半減してしまった。廃業してしまっている。今、東京湾のノリ養殖場の所に行ったらすぐ分かりますよ。クロダイがわんさかいる。港の中でもわんさかいる。

○高田委員 東京湾だけではないですよ。

○菅原委員 だけではないですよ。浜名湖などは、あれだけ貝が獲れたのが獲れなくなってしまったという話も出ている。

もう一つ、シーバスと称してスズキをキャッチ&リリースしている。そうしたら、魚が進化しましたよね。シーバスの魚体にぬめりが出てきている。繰り返し触られるから。これは船橋の巻き網のセンター長がおっしゃっていたんだけど、そのまま市場に持っていても売れないから「俺たち何したと思う？」と言われました、私は。フィレ工場でフィレ加工して出さないと商売にならないから、しょうがないから工場を造ったよと。

これだってちょっと、やはり釣り人の性での弊害というのは確かに認めなければいけないことだと私は思うんですよ。本当は釣り人に何でもやらせろと言いたくなるんだけど。

私もいろいろなところで話をしているいろいろなデータも見せて、ここのところまた海外の横文字も一生懸命辞書を引ながら読んだりして、キャッチ&リリースの報告書等も読ませてもらったんですよ。ところが、全部横文字でできているわけですよ。だから「海外にこんなデータがある」とできればいいんだけど、漁師の皆さんたちを説得するためには日本のデータがなければいけないのに、日本のデータは一切ないですよ。

○田中議長 そうなんですよ。

○菅原委員 だから、できれば文部科学省か水産庁に、予算取りしてそういうデータを取ったらどうですかというところがあるんだけど、水産庁のある方から言われたのが、水産庁にはそんなお金がないから自分たちで立証せよと。

○森委員 それは遊漁者に、我々に責任があるという認識ですか。我々が自費でサテライトタグとか打ってやれと。

○田中議長 そういう認識は、私は分からないけれども。

○柏瀬委員 やはり漁業者の気持ちもよく分かるし、私は釣り人だから釣り人の気持ちもよく分かるし。ただ、やはりこれはいいだ悪いだ言っても感情論なので、T A C の分配に関してもやはり科学的にやったわけですよ。だからキャッチ&リリースの議論も科学的にやっていかないと結論が出ない。では、その科学的なことをやるためにはどうしたらいいかということだと思うんですよ。

○桜井委員 その科学的なことをやるのに、横文字だろうが日本語だろうが既に先行で研究されていて。事例がないことを話しているんだったらそうかもしれないですけども、だってアメリカで調査していて、もう数字が具立に出ているわけではないです。その数字の根拠が足りないというのは——感情論的に調整というのは分かります。ただ、今、おっしゃっていた科学的根拠という意味ではもう十分担保されていると感じるんですけども、田中先生、それは学識者としてはどうですか。

○田中議長 いや、全然ないと思います。

○桜井委員 では、逆に何をしたら。

○田中議長 なぜないかという、米国の場合にはスキッパーがちゃんと放流の技術の指導を受けていて、曳航して自由に泳ぎ出すまで待つわけですよ。それ日本でやっているか。

○森委員 やっているところはやっていますよ。

○田中議長 全員やっていますか。

○森委員 全員……。

○桜井委員 もちろん。

○田中議長 全員やっているとは、とても見えない。

○桜井委員 むしろアメリカではスキッパーが全員やっているんですか。全部。一匹も漏れず。

○田中議長　そうです。義務付けられているので。放流するときはそうしなければいけないんですよ。そういうマニュアルから何からみんなできていて。

○菅原委員　そうですね、パーキングジカンから何から全部測られて。

○桜井委員　では、その前提が押さえられたらその数字は正しいという理解になっているんですか。

○田中議長　いや、それは分からない。だって外国の人が——多分国際会議に出れば分かると思いますけれども、やはり人種差別みたいなものはあるんですよ。だから、同じことをやっていると言っているけれども、本当かどうか確かめるではないけれども、そういう議論にはきつとなると思います。

○桜井委員　では、それをやったらいいということですね。

○田中議長　そうです。ちゃんとみんなやっていて、本当に放流した魚が生きているということと、そういう教育体制がちゃんとできていて資格があるかとか、いろいろ聞かれると思うんですよ。そこまでやらないと、あの人たちはなかなか認めてくれないと思う。

○桜井委員　いや私、そこまでやっても嫌な人は嫌だから、正直別に変わらないと思っているんですよ。だって、私が代々親子で漁師をやっていて、遊びのやつらが来てはいはい釣っていて、その調査だ何だと言われても、そんなうちの海で起きていることは分からないと一蹴されてしまったら終わりだと思っている。

だから私、感情論的交渉と科学的根拠を同じように皆さん議論しているけれども、実態は違うと思っている、となったら私は、それは調査もやるけれども、海を使わせてもらうのでむしろ漁業の人たちと一緒にやる。だって、私が聞くとところによると東北、秋田などがそうですけれども、漁師さんをやっていて、お客さんを自分の船に乗せるのは嫌という人もいっぱいいるのは分かる。でも一方で、金にならないからといって魚が獲れなくても人を乗せてお金がもらえるならいいやといってやっている若い人たちも出てきている。

それが共存する一つのやり方がキャッチ&リリースだと思うので、調査は調査で分かるんですよけれども、それだったらむしろいろいろな地域で漁師さんの話を聞いて怒られない程度にやっていきたくて、怒られない一つのやり方は、余り枠を増やさずに、キャッチ&リリースを含めて今、限りある資源で釣りをしていく方がいいと思っているんです。

それで一つだけ、高田委員、すみません。さっきおっしゃっていたほかのものを釣ればいいではないかというのは、おっしゃるとおりなんですね。遊漁船で。ただ、特にクロマグロの釣り、遊漁が盛んなの東北のエリアは、クロマグロのみで遊漁船の船がたくさん登

録されていて、市場が形成されているんですよ。

私もこの問題をやるようになって本当にショックだったのか、いろいろな規制がかかったせいで船を売らないといけなくなったり、そのお客さんを見込んで旅館をやっている人たちとかがお客さんが減ってしまって、私、今までの人生で他人に泣かれたことは、プライベートではあるかもしれませんが、仕事っぽいことで泣いて訴えられたことは今までなかったんですよ。本当は私、水産庁の皆さんを含めてそういう声なき声を拾うのが行政の在り方だと。科学的根拠うんぬんは分かるんですけども、それこそ感情対感情の話でいったら、マグロ釣りができないと食べられない、借金を返せないという人たちもいる、これは一人でも多くの漁業者の方に分かってほしいし、これは短期的には難しいかもしれませんが、結局は遊漁も都道府県管理になってくれば、そういう青森、北海道みたいなクロマグロ遊漁で市場が形成されているところと、特に静岡などは大島でマグロが釣れば行くけれども、釣れなくなったらキハダもやる、マダイでもアマダイでもいろいろな釣り物があるんですけども、青森などは——青森の人がいたら悪いんですけども、みんな遠くから来ているので、青森はマダイが釣れるので青森の人たちは「桜井さん、マダイもいいから」と言うんですけども、東京湾でも釣れるから青森までマダイは釣りに行かないんですよ。だからお客さんがいないんです。

○中島委員 言っていることは分かりますよ。

○桜井委員 それは皆さんに是非知ってもらいたい。

○中島委員 やはり個々の歴史なんですよ。多分、船宿にしても。その中でどういうふうにやっていくか。お互いに理解しながらやっていくには、やはり一つには科学的な根拠、それとお互いのリスペクトだと思うんですよ。

私に言わせれば、さっき言ったように「じゃ、溪流もやるよね」その整理も必要だろうと思うんです。日本としてキャッチ&リリースをどういう制度として扱っていくのか、その整理がないと次のステップに入れないかなという気はします。

○菅原委員 私も正しく同じで、考え方的に言ったら、できればキャッチ&リリースができる方がいいと思っています。でも、その科学的な日本国内のデータとして、本当に大学の先生たちも引きずり込んで、我々釣り人全体で100個体200個体採捕して、タグ打って放してみ、ちゃんと生きているんだよというデータを持ってきて「これ見てくださいよ」といって初めて漁師さんたちも「へえ、そんなデータがあるの」と見てくれるんだと思うんですよ。

確かに海外のデータはあるけれども、「だって俺らは日本でやっているのに、日本のデータではないじゃない」と言われて、それで終わってしまう。

○桜井委員 採捕禁止期間後だったら、別にそれでいいと思うんですけども、枠の中でやるときに、アメリカの数字を仮で使ってその枠でやることに何のハードルがあるのかが分からないんです。

○中島委員 すみません、飛行機の時間がありますので失礼します。またいろいろとお話ししたいと思います。

○桜井委員 ありがとうございます。

○菅原委員 お気を付けてお帰りください。どうもありがとうございました。

○森委員 感情の部分と科学的な部分と二つ全然別なので、分けて考えなければですね。

○田中議長 それはそうなんですけれども。

○森委員 感情の部分のハードルは、どれだけ科学がOKと言っている、逃がしたら生きていたとしても、漁業者の枠がいっぱいになって獲れないときに遊漁が——漁業者から見れば——好き勝手に釣っているのは許せないという、この感情の部分は議論しても埋まらないと思うんですよね。

○桜井委員 高田委員、日本の学者が99.9%生きていますと言っても信じたくないし、嫌ではないですか。

○高田委員 さっきも言っているように、私は根本的に漁業で育ってきたから、やはりその感情も強いと思うんですよね。だけれども、今、言っているようにこれから先のことをいろいろ考えていくと、やはり議論していかなければならないところだと思うんですよね。

なぜかという、そこはやはり同じ漁場を使うわけですよ。遊漁であろうが漁業であろうが同じ漁場で商売している。魚を釣る。そこではお互い海の上でトラブルを起こすのが一番よくない話だから、やはりお互いがリスペクトして同じ立場に立てるように、漁業者も正直な話、同じ漁場で感情もあるけれども、やはりマグロに対して、これだけ増えてきた、いろいろ違う問題も出てきていると思うんですよ。だからこそ、やはり今はまだ早いかもしれないけれどもそのところは、これから先のマグロの遊漁として一つ話を出して、いろいろ議論して、日本全国いろいろなところの方がいるだろうから、そこはやはり話をして、漁場を見て、その漁場に合ったものがあるだろうし、そこはこれからの話ではないかなと思いますよ。

うまく言えないけれども、やはり漁場が大事で魚が大事で、それは両方同じだと思うん

ですよ。だからこそ話をしてやっていかなければならない。

○菅原委員 私が思うには、漁師さんの一部の方、特にはえ縄とか対置、網関係の人たち。ここに魚が入ったときに逃がさなければいけないんだけども死んでいるよというのは、はえ縄は魚を止めてしまうじゃないですか。止まって止まって時間がたって揚げてくるから、もう蘇生できないで死んでしまうんですね。網も同じように、網の中で暴れてすれてしまっているから死んでいる。実際問題、一本釣りの中で、海外のように船をスローで走らせて引っ張って蘇生させるということを、皆さん知らないんですよね、実際は。

では、それを周知しようかといっても、それだけでは足りないんだと思う。だから日本の中のデータとして、100個体200個体のデータを作ってあげる。それができるのは多分私は、届出制がライセンス制に変わって有料になれば資金が出る、それが最短路線ではないのかな、どの角度から考えてもそれしかないのではないかなと思うんです。やれるようにするには、それしかないのではないかな。何かほかにいい意見があるんだったら教えてよと思うんだけど、多分漁師さんに海外の、これだけいろいろな大学からいろいろなデータが出ているけれども、「これ読んでください」と和訳しても、「おまえら勝手にいい具合に和訳しただろう」ぐらいな感じになってしまって、「では原文で読んでください」と言って読む人いるかといったら、まあいないでしょう。

○桜井委員 いや、それはもう分かっています。私も分かります。

○菅原委員 だとすると、本当に日本のデータを作るしかないのではないかと。

○田中議長 多分結論はそこと、こういう意見対立は沿岸と沖合漁業でもあって、それが今、根本的に解決しているとはとても思っていない。ここの間のこういう対立も、やはりなくなるとは思わないんですよ。そこをどう調整するというか、バランスを取ってこの先へ一歩進めるかというのがこの会議の目的ではないかと思うわけです。

○森委員 桜井委員がさっき言っていた、今後、遊漁が枠を頂いたとして、その枠を大きくするのではなくて、キャッチ&リリースでうまく中で活用というのが現実的な調整上、一番いいのかなと思っているので、そこをうまく理解していただくようにこちらも努力を。

○田中議長 それにはまず科学的な根拠、みんなを説得できるいろいろな根拠が必要で、あと調整は行政の仕事なので私は関係ないと思っているんだけど。

○桜井委員 ちなみに田中先生、クロマグロの場合、科学的根拠の調査等は、米国はじめほかの国だとどういう実施主体がどういう資金源で実施しているんですか。

○田中議長 多分国の、例えば水産庁関係だと思いますけれども。NOAA等がやってい

るので。

○桜井委員 となると、日本で諸外国のやり方を参考にしてみると——いや、私ずっと違和感があるのは、釣り人がライセンス制、ライセンス料でお金を払ってそれを調査にみたいな話は、一体何の権利、何の行為にお金を課して、それをどういう権原で使うのか全く分かっていなくて、ほかの国で言うところ恐らく国が調査していると思っていて、田中先生等が私を含めた遊漁者に「調査して数字を持ってきてください」と言うのが普通のプロセスとしてちょっと違和感があって。ほかの国だとどういう形態なんですか。要は次の一步を決めたいというか。

○田中議長 詳しいことは私も知らないんですけれども、私が知っている範囲だと国の行政機関が、例えばアメリカだとNOAAという海洋大気局が音頭を取って、その下部組織に調査を頼んでやっているんだと思います。イギリスも、イギリスの研究所が調査をしていたと思います。

○森委員 やはり行政主導ですよ、基本的に。

○田中議長 そうなんです。そこはどうしても管理する都合上、知らないとの確に管理できないので。さっきこの後ろに統計が出ていましたけれども、アメリカの場合、遊漁の方が圧倒的に多いので。これで死亡が大きかったら大変な問題になってしまうわけですよ。

○桜井委員 なのはずっと、私、別に無理に認めてほしいわけではなくて、枠の範囲で特に遊漁船業の営業が止まらないようにキャッチ&リリースをと言うと、その「数字を持ってきてください」がずっと違和感があって、もしかしたら受益者負担なのかもしれませんけれども、それを事業者側で負担して調査するのは「そういうものなんだっけ」というのがずっとあって。

○田中議長 それは私がお答えする問題ではないんですけども……

○桜井委員 水産庁の皆さんは。

○城崎室長 データのステータスという意味で、やはり国研が関わる必要があるんだと思います。民間のコンサルでは全然駄目で、やはり国研のステータスが必要だと思います。

国研もやはり予算が要るので、そうすると国が予算を出せるかという話になって、もちろんクロマグロの資源管理については国も予算を付けながらやっている、そこはクロマグロの資源管理が国際的にも国内的にも政策課題になっているからだと思います。

その一方で、遊漁に係るキャッチ&リリースの実態調査を税金を使ってやるかと、多分そんな話になってきて、そういう予算が実際取れるかというと、感覚からするとなかなか

難しいだろうなと。多分、財務省から「何で税金でやる必要があるのですか」という話になると思います。

また、もちろんキャッチ&リリースをやっている方もいれば、クロマグロを持ち帰る人たちも多分いるわけで、そこは量の大小は分からないとしても、両方いるわけですね。そうすると、キャッチ&リリースを推奨することで遊漁期間が長くなる方がクロマグロ遊漁みんなにとっていいとなるのであれば、そちらに流れていくわけであって、でも、その前にキャッチ&リリースでやりたいから死亡率なりが必要だ、そのために予算が必要だとなれば、国で予算を取る前に、キャッチ&リリースがクロマグロ遊漁のスタンダードになるような動きがまずあってしかるべきではないですかという話にもなりそうな気がするんです。

そのように考えると、もちろん今、そこは死亡率というところに焦点が当たっていますが、C & Rの問題は死亡率だけではなく、私はこれまで広調委の場でも言ってきたように、もちろん死亡率もあるけれども、管理の観点、取締りの観点もありますよね。加えて感情的なものも当然あるし、採捕という考え方、山口の中島委員がおっしゃったけれども、採捕が禁止された以降に採捕であるキャッチ&リリースはそもそもあり得ないよね、そういう制度的な整理と、そういうものが複雑に絡み合っているのが現状ですよと言っているんで、死亡率ももちろん重要なファクターであるけれども、それだけに焦点を当てても、それ一つでは解決しない難しさがあるんだと思います。

それから、今、一定のレベルに達したらそこからはキャッチ&リリースに切り替えて、それを今の60トンの中でやったらどうだという話もあったけれども、アメリカの例が日本に適用できるかどうかという議論は横に置いておいても、アメリカにはC & Rでの死亡率が5%だという数字を活用して、仮に日本で一定量になったところでキャッチ&リリースに切り替えても、キャッチ&リリースによる5%の死亡率が積み上がっていくことになります。そうすると、60トンの中の50トンから残り10トンでキャッチ&リリースでやっても、その5%がだんだん積み上がってくれば残りの10トンを飛び越える可能性もありますよね。そうなったときに、どこでそれが分かるのかというと、キャッチ&リリースしている人は「生きて帰りました」としか言わないから、報告として把握できないわけです。

そういうことも考えると、残りの10トンでキャッチ&リリースの管理をすることは、先ほど言った幾つかの課題の中の管理ができるかというところになってきます。キャッチ&リリースしている人の管理をどうするのか。それこそ例えばクロマグロ遊漁の船にはカメ

ラでも置いておいて本当にガラス張りにするのかという、極端な例かもしれませんが、多分それぐらいしないと本当にキャッチ&リリースしているのか管理できないように思います。先ほど議論があったように、海外のいろいろな文献を見ると、アメリカなどではキャッチ&リリースのカリキュラムが全部決まっていて、一定のレベルが確保される。もちろん日本でもそういうことに長けている方はいらっしゃると思うけれども、その辺の浸透具合がどれぐらいか、そういうカリキュラムがない中でそこは分からないし、でも国がカリキュラムを作れるかという、そこは難しい。

そういうレベルの底上げ、キャッチ&リリースをする全体像が分からないというところから始まってしまうと、現状でいくと、正直言うと無い無い尽くしの状況だというのがキャッチ&リリースの始まりだと思うんですね。

○森委員 例えば我々釣り団体側でリリース講習会を開いたりとか、リリースの動画を船長たちに見てもらったりとか、そういう活動はできると思うんですけども、そういうことをやっている人しかキャッチ&リリースの釣りには参加できませんよとは言えないんですよ、我々釣り団体では。やはりそれは行政側からトップダウンで言っていたかないと。

なので、協力はできるんですけども、そういう方向に向かって歩みましょうとなって……

○城崎室長 そういうキャッチ&リリースにまつわるいろいろな課題が整理されて、やはり行政としてもキャッチ&リリースが使えるぞという話になってくるのであれば、そういうところにレベルが達した人を、今、おっしゃるようなもので技術を引き上げる、そこは理屈の上ではあるかもしれませんが、それこそナントカ講習会のようなものが、それなりにオーソライズされたようなものができてきて、そういうものを受けたら証明書というのもあるかもしれませんが、それこそアメリカではそういうことまでやっているようなんですね。カリキュラムを全部作っている。かつ最終的にはそこに乗る人、釣り人の技術が未熟であれば時間が掛かって蘇生できないくらいクロマグロが弱ってしまうから、いろいろな論文を見ても、詰まるところアングラの力量によるところも大きいんだという書きぶりもあります。

そういうアングラの力量と、さっき議長がおっしゃったスキッパーというか船側の体制がかちっと合うと、多分できる。できても、やはり5%ぐらいの死亡率はアメリカでもあるぞという話になっているので、そういうものが何も浸透がない状況の日本で考えると、もちろんアメリカナイズされた方はいらっしゃると思いますけれども、そのすそ野に広が

っている人がどれぐらいの量でどれぐらいのレベルなんだというところが今は何も分からない状況なので、科学的な根拠を持った議論もなかなかしづらいんだろうなと思っています。

○田中議長 すみません、もう5時半なので。

ありがとうございました。議論は尽きないところですが、時間の関係があるので、ここで終了させていただきたいと思います。

今回の専門部会は2月から3月に開催されるのですが、それぞれの広域漁業調整委員会に報告する内容を整理して決定したいと思いますので、事務局の方で案を整理していただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、1ページの専門部会としてのコンセンサスの事項、それから令和7年度以降の委員会指示の形ですね、2件にするのか1件にするのかという議論があったと思いますけれども、次回の会合で確認できるようにしていただければと思います。

また、7から8ページの届出制については、導入する方向でコンセンサスに至ったと思いますし、そのほかの事項についてもかなりの点について、宿題は残りましたが、コンセンサスが得られていると思いますので、その点についての整理をしていただくようお願いしたいと思います。

一方、継続審議となった事項についても、これまでの議論を踏まえまして事務局で整理していただきまして、それに基づいて広調委でどのように報告するか、次回の会合で改めて意見を聴取したいと思います。

それでは、最後に議題（2）その他にいきますが、委員の皆様から何か御意見、御質問、御発言ありますか。

○菅原委員 1点いいですか。

前回、海外での釣りのことで私の経験した30年以上前の話を言いまして、船長のものと。私が経験したことの全部がそういう感じだったのでそう思い込んでいて、その後「いや、違うのではないか」という話を聞きましていろいろ調べてみたら、ここ十五年二十年の間に大分変わってきていることが分かって。間違った情報をお伝えしましたこととお詫び申し上げます。大変失礼しました。

○田中議長 でも、船別の割当てみたいなのはいまだにありますよね。

○菅原委員 ありますね。

○田中議長 だから全部が間違っているわけではない。

ほかにございますか。

なければ、今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○城崎室長 次回の会合ですけれども、2月中旬に開催を予定しております。第3回目でございます。

今回は本日の議論を踏まえまして、2月下旬から3月上旬に開催される広域漁業調整委員会に諮る、来年度の委員会指示の案の取りまとめなどを行いたいと思っております。また、かねてから申し上げているように、届出制なりキャッチ&リリースは中長期的な課題だろうと思っております、3回目にどういう議論をするのか、今日もやはり時間が足りない部分もあったので、3回目をどのようにするのか、また、それ以降どういう議論をするのかも考えて、お示ししたいと思っております。

○田中議長 ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました議事を全て終了いたしました。

議事録署名人として指名させていただきました高田委員、柏瀬委員には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事録につきましては、後日水産庁のホームページで公開させていただきます。

これをもちまして本日の合同会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時35分 閉会